

平成30年第1回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成30年2月27日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時38分

◎出席議員（17名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
8番	渋井由放	9番	久保居光一郎
10番	渡辺健寿	11番	高德正治
12番	佐藤昇市	13番	沼田邦彦
14番	樋山隆四郎	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	小森幸雄
18番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	両方裕
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	石川浩
環境課長	薄井時夫

都市建設課長
上下水道課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化振興課長

小田倉 浩
佐藤 光明
岩附 利克
柳田 啓之
糸井 美智子

◎事務局職員出席者

事務局長
書記
書記

水沼 透
菊地 静夫
塩野目 庸子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長報告）
- 日程 第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長報告）
- 日程 第 5 議案第 3 8 号 那須烏山市教育長の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3 9 号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 1 9 号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 0 号 那須烏山市公告式条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 1 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 2 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 3 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 4 号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 5 号 那須烏山市職員等旅費条例の一改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 6 号 那須烏山市国民健康保険財政調整基金設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 7 号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 2 8 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 2 9 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 8 議案第 3 0 号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第19 議案第31号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第22 議案第34号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第35号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第24 議案第36号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市民公園設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第26 議案第10号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第11号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第28 議案第12号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第13号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第14号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第31 議案第15号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第32 議案第16号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第33 議案第17号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算

- (第3号)について(市長提出)
- 日程 第34 議案第18号 平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第35 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計予算について(市長提出)
- 日程 第36 議案第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第37 議案第3号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第38 議案第4号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第39 議案第5号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第40 議案第6号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第41 議案第7号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第42 議案第8号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第43 議案第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計予算について(市長提出)
- 日程 第44 議案第40号 那須烏山市第2次総合計画・基本構想について(市長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渡辺健寿） おはようございます。傍聴席には、早朝より足を運んでいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名全員です。定足数に達しておりますので、平成30年第1回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月20日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（渡辺健寿） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇 挨拶]

○市長（川俣純子） おはようございます。平成30年第1回那須烏山市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

私の市政運営につきましては、11月30日に開会いたしました平成29年第4回那須烏山市議会定例会で所信を表明させていただいたところであります。少子高齢化の進展により、人口減少や厳しい財政状況など多くの課題が山積する中で、まちづくりの新たな指針として、第2次総合計画・基本構想を策定し、市政発展のため全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、平成30年度の市政につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果を実感できるよう、引き続き各種施策に取り組むとともに、次世代に過大な負担を残さない行政運営を推進していくため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設のマネジメントに着手し、公共施設の再編を進めてまいりたいと考えております。

なお、公共施設の再編等につきましては、市民の皆様と丁寧かつ建設的な話し合いにより合意形成を図ってまいります。

また、最重要課題である人口減少対策として、安心して出産・子育てができる環境の充実と、市外からの移住による人口増加、また、人口減少抑制対策として定住促進の充実を進めてまいります。

さらには、烏山城跡が築城600年を迎えることや、4月から6月に本番を迎えるJRと地域が協働で取り組むデスティネーションキャンペーンが開催されるなど、市外からの多くの誘客が期待できることから、おもてなしとPR強化による観光振興の充実を図ってまいります。

冒頭にも申し上げましたが、本年は第2次総合計画のスタートの年であり、本市が目指すべき将来像の実現に向けて、市民と向き合う全員参加のまちづくりの推進、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間連携の強化、3つの大きな柱により事業展開を図ってまいります。引き続き御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今期定例会は、報告案件2件、当初予算案9件、補正予算案9件、条例案19件、人事案2件、議決案1件、合わせて42件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

12番 佐藤昇市議員

13番 沼田邦彦議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺健寿） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月13日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

日程第3 報告第1号及び日程第4 報告第2号の報告案件2件は、いずれも専決処分の報告（損害賠償の額の決定及び和解）に関するものでありますことから、一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渡辺健寿） よって、報告第1号及び報告第2号は一括して議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、御報告いたします。

専決処分の内容は、平成29年12月3日午前10時15分ごろ、市道田野倉曲畑線、那須烏山市曲畑地内において、第13回那須烏山マラソン大会ハーフコースの給水所を準備中、のぼり旗が道路側に倒れ、走行中の相手方車両に接触し、フロントガラスを損傷させてしまったものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、13万5,983円の全額を市が支払うことで和解が成立しましたので、御報告申し上げます。

続けて、報告第2号の提案を説明いたします。

専決処分の内容は、平成29年10月19日午後7時ごろ、市道野上神長線、那須烏山市滝地内において、相手方車両が当該地を通行中、当該市道上に発生した陥没穴に脱輪し、左前輪タイヤのサイドウォールに亀裂が生じ、パンクをさせてしまったものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額1万6,000円のうち市の過失割合70%相当額として、1万1,200円を市が支払うことで和解が成立しましたので、報告申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 建設課長さん、この専決第8号について1つお伺いをしたいことがあるんです。今回も陥没穴に脱輪をしたということですね。それで以前はこの穴の深さが1インチ以上、2センチ5ミリ以上の穴があいていた場合には、これは道路管理者の責任、それよりも浅い場合は運転者の前方不注意と、こうみなしていたと。これは裁判の判例がそのようにあったように私、記憶しているんですが、何か今、こういった基準がおありなのでしょうか。これが1点です。

それともう一つ、既に建設課長のほうには連絡が行っていますが、私もしたんですが、南那須公民館の前の道路が、つづら折りに上がっていく道路の橋を渡った直後なんです、大きい穴があいています。陥没しています。それで、あれは土曜日の夜なんですね、私、気づいたのは。ところがもう市役所は休みですよ。土曜日、日曜日。もちろん祝祭日休みです。そういった場合、私ら含め住民というのはどこへ連絡をしたらいいのか、その連絡先についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） まず、過失割合について御説明申し上げます。

この割合につきましては、保険会社のほうの判例とかそういった、保険会社の基準に基づいて今回、決定されておりました。

それで私は、この野上神長線の件なんです、この日、夜の7時なんです、これは最初に第一報があったのが那須烏山警察署の交通課のほうで事故処理ということで、私のほうに連絡がありまして、私は現地のほうに立ち会いを行いまして、それで二次災害、三次災害を防ぐために、穴埋め、私、やりましたので、よく現場をわかっているんですが、この日はすごい雨の中で、視界がきいていないということで、ドライバーのほうはその穴に気がつかなかったというのはやむを得ないかなというふうに思っております。

ですから、この過失割合につきましては、あくまでも保険会社のほうの割合で私どもはそちらのほうの基準に従っております。

あと次に、先ほどの休日・夜間等の事故につきましては、通常ですと日直が烏山庁舎のほうにいますので、休日のほうは日直に連絡が全部、入るようになりまして、その日直が適切に連絡できるような体制はとっております。

ただ、そういった場合、今回のような不慮の事故、そういったときはなかなか対応できないのが現実でございます。

あと通常、夜間につきましては、那須烏山警察署が24時間パトロールしておりまして、そちらの那須烏山警察署から職員のほうに連絡が来るといった体制をとっておりますが、それが現

実でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 報告第2号のほうは道路の陥没ということで、市の過失は明確にわかるんですけども、報告1号のほうは、市が主催するマラソン大会、こういうイベントの自然現象で、のぼり旗が倒れたということなんですけども、基本的にはこのように市が主催する各種イベント等において、何か不慮のこのような事故があった場合には、こういう保険が適用になるというふうな考え方でよろしいんでしょうかね。その辺、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 市のほうで加入をしています全国町村会総合賠償保険のほうで、市の過失が発生するものについてはこちらのほうで対応することとなっています。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○18番（平塚英教） はい。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ちょっと確認なんですけど、国、県、市の責任とか、こういうことは何か申請すれば何でも通るのかみたいな、そういう感じもするんですけども、このレベルは個人の注意の問題ではないかみたいなことを感じてしまうんですけども、この件で道路の穴とか、木が倒れているとか草がこちらに生えてきたとか、あと急カーブだとか、こういうものに関して、国、県、市の責任はどこまでだのような、そういう内規みたいというのが、基準というものは明確になっているのかどうか。これを知らないと、何でも申請すればいいのかというのと、個人の責任というものが不明確になるんじゃないかなという感じがして、聞いているんですけども、どうですか。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 市の管理するものとか、市で主催する事業については、先ほど申し上げました保険のほうで対応ということなんですけども、その保険のほうで、どうしても市の過失割合とかそういうものの判断になってしまいますので、それで市のほうの過失割合があるということであれば、こちらのほうで対応したいと思っています。

あと、どうしてもそちらでは判断できないとなった場合、裁判とかそういうふうになってくれば、そこでの判断になってしまうのかなと思います。一概にここがオーケーとかというのは、どうしても事例によって変わってくると思います。

それで、今回のマラソン大会についても、適正に設置しておいたものに対して運転者のほう

がそこを走行によりということになると、また過失の割合も変わってくると思うんですが、今回は旗ざおを差したときにちゃんと固定していなかったとか、いろいろそういった事業の過失があったものですから、こちらのほうの割合が高かったということで判断になったと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀議員。

○2番（小堀道和） 質問は、これはどの行政も同じだと思うので、要するにそういう内規のようなものとか、そういう基準みたいなものというのはいないんですかという質問ですけども、今の答えは各論に対しての答えなので、そういう基準というようなものがあるのかどうかという質問です。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 明確な基準はございません。

○議長（渡辺健寿） 8番洪井議員。

○8番（洪井由放） いろいろ事故とかそういうものはあるのが当たり前と言ったら怒られますけれども、この事故があったことによって、次からこういう事故をなくそうということで、再発防止策というのをとるわけですね。この再発防止策は、どのような形のものができるのか。

例えば旗を立てると、そうするとなかなか刺さりづらいと。じゃあ、旗を、例えば鉄筋棒を差して、そこにしっかり固定するんだとか、何かくいを打って固定するんだとかって、そういう専用の道具をつくるとか、あと道路は大雨降ったときはもう一回見直すんだとかというような明確な再発防止策というのを立てたと思うんですね。そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 報告事項のほうのマラソン大会関係、のぼり旗の関係についてお答えいたします。

桃太郎旗の給水所という目印の旗だったんですが、本来ですと、おもしろがありまして、そこに水を入れて使用して、机の端のところ縛るという手順だったんですが、その辺が、道具をお渡ししたときに水を入れ忘れたという事実がございます。

ですので、これからは渡す前にはちゃんと確認をして、しっかり固定をするということで担当内とこれからお願いする競技役員の方にもそのようにお願いするというので、お話ししたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） これ、再発防止につきましては、現在作成中なんですけど、その一部内容は、道路モニターというんですかね、私どもの職員、それとか道路愛護会など、そういった形の方をお願いして、道路のちょっと異常なところとか、そういったわかりやすく連絡をとれるような体制を、それは都道府県とか国交省にマニュアルがありますので、その辺の、今ちょっと作成中で、今後、早くそういったような再発防止策、今現在、進めている最中でございます。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井議員。

○8番（渋井由放） 道路は私も建設関連に勤めておりますので、私、自治会長をやったことがございまして、自治会長会議なんかに出ましたけれども、道路が傷んだりしているときは連絡くださいとか、そういうような話がなかったかなというふうに思っているんですね。

さまざまなこういう地域の長の皆さんが集まるようなときにも、よく御説明をして、道路なんかも保全に努めていただければなど、こういうふうに思います。自治会長が多分、道路保全関係の、道路愛護会みたいなところの代表かなというふうに思います。答弁は結構なので、まだ車が損傷ぐらいだったらいいんですが、死亡事故とかそういうことになりますと困りますし、一生懸命やっているのもわかるんですが、地域の皆様に御協力をいただくということもお願いできればと思います。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 9番 久保居議員。

○9番（久保居光一郎） 報告1号のほうでちょっと質問をしたいんですけども、これはマラソン大会のやっている最中ですよ。ということは、市内でいろんなイベントをやります。お祭りもそうでありますけれども、このスポーツのマラソン大会もやはりイベントの1つじゃないのかなというふうに思うんですが、そういうイベント保険みたいなのはあるかと思うんですが、それには加入できないんですか。それとも、今までもしなかったということもあるんでしょうけども、そっちのイベント保険なんかの適用というのはないのか、またそういう保険には入っていなかったのか。

これはお祭りなんかと同じだと思うんですね。お祭りなんかの場合には、イベント保険に入る。イベントの準備中に参加してくださった方がけがをしたとか、そういうときのための保険は入ると思うんですけども、その辺のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） イベント保険につきましては、市外の方の損害保険料というのか、そういうのでは入っています。市民の方、あとこういった事故等については、先ほど総務課長のほうからありました全国町村会のほうの保険で対応できるということで、余分には入れ

てはございません。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第38号 那須烏山市教育長の任命同意について

○議長（渡辺健寿） 日程第5 議案第38号 那須烏山市教育長の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第38号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の田代教育長が平成30年3月31日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

田代氏は、真岡高等学校教頭、馬頭高等学校校長等の要職を務められた後、平成27年4月1日からは、教育長として御活躍いただいております。皆様御承知のとおり、人格は高潔であって、教育行政のみならず市政全般にわたって深い識見を有する田代氏は、那須烏山市教育長として適任者であり、引き続き教育長の要職を務めていただきたく、市議会の皆様の御同意をお願いするものであります。

なお、御同意いただいた後は、平成30年4月1日付で任命したいと考えております。

御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 川俣市長に1点だけお伺いをしたいと思います。

田代教育長、2期目のこの任命に当たって、本市の教育行政の中で教育長にこのことはやらせる、やっていただくと、こうした川俣市長の強い意志のほど、何をやってもらいたいのか、その1点だけお伺いしたい。

○議長（渡辺健寿） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 学力の向上を目指してもらうのはもちろんですが、子供たちのこの地域を愛してもらえる、そして誇りに思ってもらえるような教育をしていただくためには、まだまだこの4年間では足りないと思ひまして、今後4年間も続けていただきたいと思います、任命を継続したいと思います。

ごめんなさい、3年です。済みません。

○議長（渡辺健寿） よろしいでしょうか。

○15番（中山五男） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第38号 那須烏山市教育長の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第39号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について

○議長（渡辺健寿） 日程第6 議案第39号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第39号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、委員の選出方法がこれまでの公選制から、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められたことにより、現農業委員会委員の任期が平成30年5月21日をもって任期満了を迎えることに伴い、新たに委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

農業委員候補者について申し上げます。森田在住、久郷義美氏。現在、農業委員を3期務め、認定農業者です。下境在住、塩野目富夫氏。現在、JA集落長を務めております。中山在住、齋藤勉氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者です。熊田在住、越雲宏氏。現在、農業委員を3期務め、認定農業者です。大木須在住、堀江恒夫氏。元JAなす南職員です。森田在住、増子謙一氏。現在、荒川南部土地改良区理事を務め、認定農業者です。下川井在住、小川祥一氏。元市役所職員です。高瀬在住、鈴木秀之氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者です。鴻野山在住、荒井喜代子氏。栃木県女性農業士として活躍され、認定農業者です。八ヶ代在住、関閣夫氏。元農業委員を1期経験しており、認定農業者です。曲畑在住、金子博氏。現在、農業委員を2期務め、認定農業者です。大金在住、塩野哲男氏。現在、農業委員を4期務め、認定農業者です。藤田在住、中山忠夫氏。現在、農業委員を1期務めております。興野在住、興野礼子氏。栃木県女性農業士として活躍され、現在、農業委員を3期務め、認定農業者です。神長在住、滝田功氏。現在、農業委員を1期務めております。中央三丁目在住、栗野育夫氏。元市役所職員です。栗野氏は、中立委員となります。興野在住、栗野隆夫氏。現在、興野自治

会代表自治会長を務めております。大桶在住、石川実氏。現在、農業委員を2期務めております。志鳥在住、栗田義之氏。現在、農業委員を2期務め、認定農業者です。

以上19名であります。いずれの方も農業に関する識見を有する適任者でございます。なお、委員の任期につきましては、平成30年5月22日から3年間となります。

何とぞ慎重審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第39号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、賛成討論を行います。

本市におきましては、平成30年5月21日に、現在的那須烏山市農業委員会委員は任期満了となりまして、5月22日より新体制に移行いたします。今回、任命同意がありました農業委員候補者19名につきましては、農業委員会候補者評価委員会を経まして選考されており、いずれの方も農業に関する識見を十分に有しており、本市の農業委員会委員として、改正農業委員会法における必須事務であります農地利用の最適化の推進ということで担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農参入の促進など、これからの本市の農業の発展に大いに手腕を発揮していただくのに適任者であると考えます。19名的那須烏山市新農業委員会委員の方々には、本市農業の振興と発展に大いに活躍いただきますことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第39号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第19号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（渡辺健寿） 日程第7 議案第19号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が一部改正され、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が栃木県から市に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、御審議をいただき、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第19号につきまして御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正により、これまで都道府県等が行うこととされていた指定居宅介護支援事業者の指定権限について、保険者機能の強化という観点により、平成30年4月1日から市町村に移譲されることに伴う条例の制定となっております。

1ページをお開きください。第1章において、本条例の趣旨、定義、基本方針を規定しております。要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮することを方針としております。

続きまして、2ページをお開きください。第2章においては、事業者の従業員の員数、管理

者について規定しており、第3章の運営に関する基準として、第7条から4ページの第14条において、サービス利用者やその家族への手続の説明、同意、申請に係る協力、利用料等の受領について規定しております。

続きまして、第15条において居宅介護支援の基本取り扱い方針として、要介護状態の軽減または悪化防止、医療連携の配慮を規定しており、第16条においては、具体的取り扱い方針として30項目を規定しております。

続きまして、7ページ、第17条から8ページの第20条において、法定代理受領サービスに係る報告、管理者の責務等を規定しております。

続きまして、8ページ、第21条から9ページ、第28条において、運営規程の整備、利益収受の禁止等を規定しております。

10ページをお開きください。第29条において、苦情処理、第30条にて事故発生時の対応を規定しております。

続きまして、11ページ、32条にて記録の整備について規定しております。

第2項をごらんいただきたいのですが、記録の保存期限になっておりますが、国の政令においては、2年間の保存期限となっております。しかし、事業者が不適切な請求に基づき報酬を受け取った場合は、市は保険者としてこの返還を請求することになります。このとき市の返還請求権は地方自治法により5年間で時効となりますので、2年間の保存期限では市が返還を請求しようとしたときに検証すべきサービス提供の記録がないというおそれがあります。そのため、報酬の請求に係る記録の保存期限を5年間として規定しております。

続きまして、33条については、準用となっております。

最後に、附則ですけれども、第1項として、施行日を国の政令に準じまして、平成30年4月1日と規定しております。

第16条第20号においては、同年10月1日と規定しております。

続きまして、第2項ですが、こちらも国の政令に準じまして、管理者についての平成33年3月31日までの経過措置を規定しております。

以上、詳細の説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 介護保険法の改正によって、指定居宅介護支援事業者の指定等について、県から市のほうに権限が移譲されるということに伴う市の指定居宅介護支援事業者の指定等に関する基準を定める、こういう条例制定だというふうに思いますが、具体的には、市内

にはこのような指定居宅介護支援事業者と言われる者はどういう業者がおられるのかですね。

さらに、これまで県の指定ということだったんですが、市におりることによりまして非常にフットワークがよくなる部分と、それだけ責任が市のほうに重くなる部分とあると思うんですよ。その辺については、特に今、全国的にもそういうような事故とかトラブルが起きておりますが、本市においてはそういうものが発生しないような対策を十分とっていただきたいなどというふうに思うんですけども、その辺の考え方について、もう一度御説明をお願いします。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） ただいま平塚議員から御質問のあった指定居宅介護支援事業所の市内の数ということですが、これはケアプランを立てる事業所さんということで、小さな事業所さんから大きな事業所さんまでありますけれども、市内では11カ所ということになっております。ただ、市民は市外の居宅事業者についても使っておりますので、30ぐらいの利用はしております。

そして、市に移譲されることで、いいことと悪いことというような話だったかと思うんですけども、市は、この事業所を6年に一遍ぐらいは指導をしていくというような形になりますので、身近なことで市町村で見られるということにはなるんですけども、それなりの指導監査的な能力を職員が身につけなくてはならないということになりますので、今後、県からも指導を受けながら、そういう事態に備えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかにないようですので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第20号 那須烏山市公告式条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第8 議案第20号 那須烏山市公告式条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県にて昨年12月議会において栃木県公告式条例が改正され、規則の交付における知事の署名が廃止され、知事名の記入及び知事印の押印に変更するなど、所要の見直しが行われたことになり、本市における規則、規程の公布方法も見直し、事務の合理化を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。

地方自治法第16条におきまして、条例等の公布の手続は、その手続における地方公共団体の長の署名については、当該地方公共団体の公告式条例により定めることとされております。

条例等の公布とは、成立した条例等を広く一般に周知させる目的で公示することを言い、本市では公告式条例により、烏山庁舎掲示場に掲示することにより行うことと定めております。

先ほど地方自治法第16条におきまして、条例の公布については、地方公共団体の長の署名を必要とすることが定められておりますが、規則以下につきましては、条例で特別の定めをすれば、これによらないことができることとされております。本案については、規則についての市長の署名を省略するとともに、規則以下の規程や教育委員会を除く市の執行機関が定める規則等について、公布方法の規定を定めるものでございます。

それでは、条例案の詳細について御説明いたします。お手元の新旧対照表の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

第2条の改正につきましては、条例の公布手続についての規定を定めるものでございます。条例の公布をする際に、市長が署名をすることに変更はありませんが、これまで条例の公布文に年月日を記載しておりましたが、お手元の条例案にございますように、右上に年月日を記載することとしたため、公布文には年月日を記載しないこととするものであります。

公布文とは、公布者の意思を表示する文書を言い、公布する旨の文言、公布の年月日及び公布者の職・氏名から構成されますが、本市においては、公布する原本に年月日を記載することとするものであります。

第3条の改正につきましては、現行の第3条は、第2条を準用することにより規則についても市長の署名が必要としておりましたが、改正後の第3条の第1項は、規則については公布文

の署名を省略し、市長名の記名のみとするものであります。

また、これまで市長名に記名・押印していた規程につきましても、その押印を省略し、市長の記名のみとするものに改めるものでございます。

また、改正後の第3条第2項については、市長が定める規則または規程の公布は、前条第2項の規定を準用し、烏山庁舎前の掲示場に掲示することを定めているものであります。

次に、現行の第4条を削る改正については、改正後の第3条に規程の公布の手続をまとめましたので、当該条項を削除するものであります。

続いて、改正後の第4条をごらんいただきたいと思います。教育委員会を除いた議会その他の執行機関が定める規則、規程について、改正後の第3条の公布の手続を準用するものであります。

次に、改正後の第5条から第7条については、改正後の第4条の規定を受け、所要の規定の整理を行うものであります。

最後に、附則であります。本改正は公布の日から施行することとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第20号 那須烏山市公告式条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第9 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、これまで運用により対応してきました夏季休暇の半日取得について、恒久的な制度として整備するとともに、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員などの短時間勤務職員の夏季休暇の付与日数について、勤務日数・時間を考慮した日数となるよう、整備することとするため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページ目のほうをごらんいただきたいと思います。この別表第1につきましては、特別休暇が規定されておりまして、ごらんの第18の項につきましては夏季休暇が規定されております。現在、夏季休暇は、7月から9月までの期間内に6日間取得できることとなっております。現行の取り扱いでは、一律の日数となっており、育児短時間職員や再任用の短時間勤務職員などの短時間勤務職員であっても、通常の常勤職員と同様に6日取得できることとなっております。

一方で、これらの短時間勤務職員の年次有給休暇については、勤務日数や勤務時間を考慮した付与日数となっているところをございまして、改正案では、一律の日数を勤務日数や勤務時間を考慮した日数となるよう整備し、年次有給休暇の取り扱いと均衡を図ろうとするものでございます。

具体的には、週に3日勤務の短時間勤務職員であれば4日間、週に4日勤務の短時間勤務職員であれば5日間の付与日数となる計算方法の仕組みを規則にて整備することを予定しているところでございます。

続いて、表の下にある備考の改正をごらんいただきたいと思います。ここでは、別表第1に定めてあります特別休暇の取得単位の取り扱いが規定されております。先ほど説明しました夏季休暇は、18の項の休暇となりますが、現行では規定上、1日単位でのみ取得できるところでございますが、業務の都合を考慮しながら、できるだけ取得しやすい仕組みにする観点から、これまで試行的に3日間だけは半日単位で取得できる取り扱いとしてきたところでございます。

改正案では、これまで試行的に対応してきた夏季休暇の半日取得を恒久的なものとなるよう、「1日又は半日」と規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、本改正は公布の日から施行することとするものでございます。以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第10 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農作物に被害をもたらす有害鳥獣の捕獲や被害防止施策の強化を図るため、鳥獣被害対策実施隊の設置に当たり、実施隊員の報酬の額及びその支給方法を条例で定めるため、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、農政課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決・決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 命によりまして、詳細説明を申し上げます。

別表第1をごらんいただきたいと思います。まず、区分の欄に鳥獣被害対策実施隊員を新たに追加するものでございます。

報酬の額につきましては、年額2,000円と定めるものでございます。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、国が定める鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、実施隊の設置、実施隊員の身分が定められております。つきましては、地方自治法第203条の2第4項の規定により、報酬の額及びその支給方法を条例に追加するものでございます。

ここで、実施隊に関して少し御説明申し上げたいと思います。全国的に鳥獣による農作物等の被害は深刻な状況にあります。これに対処することが喫緊の課題ということでございます。現在、本県においては8市町が実施隊を設置し、活動をしております。実施隊員は、鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれるものと法律で定めております。本市におきましては、猟友会員の皆様がこれに当たるものでございます。

実施隊を設置するメリットとしては、実施隊を設置している市町には県から優先的に交付金が配分されます。また、実施隊員については、狩猟税の軽減、銃刀法の技能講習の免除等があ

り、幾つかの優遇措置が受けられるということでございます。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） これは農政課長のほうにもう既に質問項目に出しておるんですが、この報酬年額わずか2,000円の支給額で、十分な活動が見込めるんでしょうか。ただいまの課長の説明ですと、狩猟免許なんかで幾つかの優遇策があるようなんですが、到底これでは活動が見込めないのではないかと私、考えているんですが、この辺のところを。

それで、これは猟友会の皆さんとは既に協議をされて、2,000円で結構ですと、こうされているのかどうかお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今の議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、2,000円の年額でいい活動ができるかという部分につきましては、以前から猟友会の皆様と打ち合わせをしております。実は昨日も実施隊の入隊について、御説明を夜させていただいたところでございます。

その際、年額そのものについては法で定められて、皆様方は非常勤特別職ということの身分で、公務災害等にも事故等には対応できるという説明をさせていただきました。ただし、実施隊の活動というものが、先ほど私、申し上げました、国からの交付金が優先的に配分されるということを申し上げたかと思いますが、どういう事業が、活動が対象になるかというところを大きく3つ、私どものほうで計画をしております。

その1つが、有害鳥獣の捕獲に関することということで、本市では春と秋に巻狩というものを行っております。これらも1つの活動として対象となってまいります。

2つ目が、有害鳥獣の被害防護措置ということで、具体的には電気柵の張り方とか、侵入防止の指導とか、そういった活動を担っていただくというのが2点目でございます。

3点目が、その他の被害防止施策の対応ということで、例えば道路でイノシシが死んでいるとか、車にぶつかって損害を受けているとか、そういう緊急時の対応も可能な限り実施隊の皆様が担っていただきたいというような大きく3つの事業を考えております。

これらの活動を行って、どのくらいの国の交付金がいただけるかということで、今、国が試算しておりますのは、1人当たり、活動日数、1回当たり2,000円という想定額をしております。ですから、年間これから活動を計画的に猟友会の皆様と打ち合わせをしていく中で、1人当たり10日とか行えば、当然2万円というような額になりますが、活動が多くあるかど

うかは、現在、年間を通して猟友会の皆様にはイノシシについては年間捕獲の業務を委託しておりますから、限られた活動になってしまうかもしれませんが、相当の額を県のほうからただけるといふ今、予定でございます。現に8市町が実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） ただいまの課長の説明ですと、県から交付金が市に交付されるというんですが、そうするとその交付された額は何に使うんですか。もう一回、その点をお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 県を通しての交付金につきましては、鳥獣害対策協議会というのが市にございます。それは農政課事務局で行っておりますが、一般会計を通りません。直接、協議会に交付金が入るといふ仕組みになります。

ですから、そこから活動をした隊員にそれぞれ配分されるという形になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） そうしますと、報酬年額2,000円、それ以外に活動に応じた、また日当といいますか何というか、その報酬は別にまた支給されると、そう理解してよろしいですか。はい、了解しました。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 何点か質問させていただきます。

まず、今2,000円という報酬額の中で、まず実施隊の身分というのは非常勤特別職という形で、非常勤特別職のこういった同じような形というものは、消防だと思っんですね。それと同じような考えでよろしいのかがまず1点ですね。

それで、那須烏山市には猟友会は幾つあるのか、また、何名いて、わなの種類も、銃から、くくりわなを持っている方、おられますが、どのような割合でいるのか。

それと、この実施隊をつくるに当たってのメリット、行政のメリット、また実施隊、実際に行う隊員のメリット、デメリットとあれば教えていただきたいと思っします。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今の御質問にお答えさせていただきたいと思っします。

細かい数字も、私の調べた範囲でお答えしたいと思っしますが、まず1点目の、身分につきましては、消防団と同じ身分でございます。

それから、市内に幾つの猟友会があるかという部分では、今、南那須分会17名、烏山分会

に33名、計50名、猟友会の皆様、登録されております。

また、その割合ですかね、銃、わなを持っている方の割合ですけれども、私どもで把握していますのは、わなだけ持っている方が18人、銃だけ持っている方が19人、銃とわな両方を持っている方が13名という割合でございます。

それから、実施隊をつくるに当たっての行政のメリットでございますが、先ほど申し上げた例えば春、秋の巻狩なんかにつきましては、これまで市の単独事業として予算を持って執行してまいりました。その分は実施隊の活動ということで、県、国等の交付金で賄えるという経費的なメリットがこれから出てくるのかなと思っております。

また、デメリットにつきましては、当然、事務がふえますから、その部分、事務局としての事務量がふえるということでございます。

隊員のメリットとなりますと、やはり先ほど申し上げました税金関係の狩猟税の免除でありますとか、銃等の技能講習が免除されるのか、幾つかの国のほうで言うておりますメリットが出てくるというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） 今の答弁、それでは消防団の報酬というのは幾らもらっているのか。消防団と同じような身分ということは、例えば緊急出動の場合、火災があったときと同じように、イノシシが出た。きょうは、じゃあ、実施隊どここの、どういうふうの実施されるかはよくわかりませんが、例えば下江川地区で出た。じゃあ、下江川に近い人が出てくださいますという形のチームが組まれるのか、そういうのはわかりませんが、そんな感じに出るときに、消防団との年額の比較等わかれば、ちょっと教えていただけますか。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 消防団の報酬は私は、自分も過去、消防団員でしたから、恐らく年3万円だったでしょうかね。そういうふうな報酬ではないのかなと思いますが、今、昨日も猟友会の皆様と打ち合わせさせていただいた中では、どのような担当割、人数割で行くのかという御質問も幾つかありました。これからそれを詰めていきたいとは思っています。

例えば緊急時にイノシシが発生して、どうしてもしとめなきゃならないという場合に、銃を持っていない方がしとめはできませんから、そういう方が1名入るとか、やはりいろんな想定されることがあると思いますので、あくまでも計画に沿って、当然、猟友会の皆様は年間通して活動していらっしゃるから、実施隊というのは市が実施隊を、事務局をやりますので、限られた活動を計画的に行っていきたいとは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） 最後に、今、課長が言いました実施隊員になるメリットについてですが、これからやっぱり今、実施隊というか、この50名の方の平均年齢、大体で結構でございますので、課長の見方で、きのう会議があったと言っていましたけども、来られた方の平均年齢等々、この実施隊をつくったはいいが、結局、継続ができないといった、そういったことが近い将来あるのではないかと僕は危惧します。

市内で今、銃を持って狩猟をしている方で一番若い方、また、先ほどちょっと私も調べたんですが、銃をとるのに普通に狩猟免許をとってイノシシの狩猟をできるまで、初心者講習6,800円、教習資格認定8,900円、火薬等譲受許可証2,400円、教習射撃約3万円、銃の値段はピンキリですけれども、20万円先がする。それと銃の所持申請に1万500円かかると、約35万円ぐらいかかるということですね。

それでまたこれ、維持費はないですから、免許更新とかはまたその都度かかるということで、今やっている方たちが、今何歳か、一番若い方が、銃持っている方がわかりませんが、あとこれが継続できるのか、そこが一番問題ではないかと思うんですね。ですから、これに対する何とか補助というか、そういうのをさせていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの猟友会員の年齢につきましては、一番若い方で28歳、女性です。（「女性、銃持っていないでしょう」の声あり）ええ。この方はやはりわなだけですけれどもね。銃を持っている方で、ちょっと細かいところはあれですが、大体おおむね60歳から70歳の間が一番多くありまして、平均六十五、六歳というところで、最年長では、これは活動は今現在、されていないと思いますが、89歳という方もいらっしゃいます。

50名いるうち、やはり聞くとおおむね30名ぐらいは活動を主にされているのかなど。きのうなんかは夜37名、見えられましたから、50名全員は、活動はされていないと思いますが、一応、状況についてはそういうことですが、今後、育成につきましてもいろいろ検討していきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） ただいま上程中の条例の一部改正でございますが、この条例を一部改正したとして、今までの以前にある猟友会のいわゆる組織の関係で、この分会があります。両方合わせて50名であります。その有害駆除として、例えば出動することになった場合、今までは有害駆除班として特殊な人だけが、その猟友会の中で有害駆除班という組織をつくって、その人たちだけが出動して、狩猟をやっていただいたんですが、この条例を改正すること

によって、この50名全員が有害駆除等に参加できるようになるのかどうなのか、まずそれが1点。

それと、過去の反省点といいますか、事件性といいますか、有害駆除班同士のトラブルがあったときの対応の仕方、これは非常勤特別職になりますから、当然、行政が今度は大いにかかわるわけですね。予算措置をするわけでありますから。そういうトラブルの処理等にはどういふ対応を考えているのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの組織の、猟友会の組織において、これまでの出動態勢、限られた方が出動していたという状況を私も存じ上げておりますが、あくまでもこれまでの有害駆除、特にイノシシ等に関する駆除、それから鳥に関する駆除につきましては、年間を通した市の業務委託として、猟友会に委託をするという形は変わりません。

あくまでも実施隊の中で行っていく活動というのが、1番目に捕獲とありますが、実際には春と秋の巻狩はどちらかという追い込みになってまいります。それが一番ありますが、そのほかの電気柵でありますとかいろんな柵の設置、指導、それからこれからの後輩の育成、そういったものにやはり活動していただくところに重点を置いていきたいなというふうには考えておりますから、余り全員が実施隊の活動をやるというような考えでは計画しておりません。

また、トラブル関係、過去にもございました。その辺につきましても、市の非常勤特別職という身分を与える部分につきましては、これから猟友会の皆様、実施隊に入隊していただいた方々といろいろ話し合いをしていきたいとは思いますが、あくまでも狩猟する部分を積極的には猟友会としてやっていただきたい。非常にその辺のすみ分けが我々も猟友会の皆様に説明、難しいんですが、一応すみ分けをしてやっていきたいとは考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 17番小森議員。

○17番（小森幸雄） 委託をするがためにこの条例を改正しても、猟友会の会員全員が有害駆除班として出動というわけにはいかないというのは、もともとそういう慣例といいますか歴史のある猟友会の組織の中で多分、今日まで有害駆除班は特殊な選考の仕方で行っていたのかなと、これはその組織の中でないとちょっとわからないことはいっぱいありますけど、要は有害駆除としてやりたいんだけど、なかなか入れさせてもらえないんだという、狩猟の免許を持っている方からの以前の話聞いたことがあります。

また、カモとかカラスとかは散弾銃でいいんですけど、いわゆるイノシシになるとライフルになりますから、その辺のやはり銃の所持の免許の種類によっても、出動態勢のときにはおのずと変わると思うんですが、その点のこれからの猟友会とのいろんな話し合いの中で、行政と

してお願いする分と、あるいは猟友会としての今後こういう体制でやりたいという、多分そういう考え方があると思いますから、よく話し合いをしていただいて、トラブルがないような体制にしていただければなと思ったものですから、質問したわけでありませう。

以前は多分、今でもカモを1羽とれば1,500円とか、カラス1羽で幾らとか、イノシシなら幾らというこの単価は変わりはないと思います。同時に撃ったがために、これは俺が撃った弾で落としたものだということでトラブルが発生するそうでありませう。これは本当の話ですからね。そして左足を猟友会の親方のところへ持って行って、申請をして、お金をその人はいただく、こういうシステムですから、必ず早く撃ったという証拠は、同じ散弾銃ですから、誰の弾で撃ったかは、弾を見ただけではわからない、こういうのが実例だそうですので、どうぞ十分、事故のないような、トラブルのないような、気持ちよく狩猟に当たっていただきたい、こう要望して質疑を終わります。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 非常勤特別職ということで、今回、鳥獣被害対策実施隊員ということで、県内の8自治体に合わせて本市も整備をするということでございませう。

本市としては、有害捕獲、そして見回り、防護指導と、これらを全部やるということでございませうが、特に本市としましては、特に私なんかは山間地に住んでおりますので、いわゆる農業の意欲をなくす大きな要因として、イノシシの被害というのは大変なんですよ。

このイノシシが市街地にも、あるいは学校付近にも出没するというようなことで、安全対策からも非常に問題でございませう。そういう意味では、年間に2,000円ということでございませうが、この果たすべき役割というんですかね、これは本市にとっても大きな仕事を担っていただくというようなことになるのかなというふうに思ひませうので、今、小森議員のほうから、私が言おうとした大きな点を言ってもらったんですが、私もそういう点で、本市に住民の皆さんが住みやすくするためにも、この鳥獣被害対策というんですかね、これは重要だというふうに思ひませうが、その隊員が今は銃をやっていただいている方の中でもさまざまないわゆる気持ちの行き違いとか、そういうのがあるというふうにお聞きしたわけですが、私は、銃をやっていただいている方と、わなだけの方と、このトラブルとか気持ちのすれ違いとか、これもかなり大変なものがあると実際に聞いております。

そういう意味で、せつかくこのような本市にとって重要な仕事をやっていただくのに、この50名の方が気持ちよく心一つにして頑張っていただくというようなことで進めていただきたいというふうに思ひませうので、その辺、十分な意見交換を図って、それぞれ分担をしながら効果的なですね。銃を持っている方は5時過ぎは撃てませんからね。それで、イノシシは当然、優秀ですから、5時までにはじっとしているというのが。そういう意味では、わなで捕獲してい

る場合も非常に多いんですよね。だけどもやっぱり銃がないと、いわゆる抑止力にもなりませんので、そういう意味では両方が頑張ってもらわないとだめなんですよね。

だからそういう意味で十分、意思の疎通を図って効果が上がるように、特に防護指導を徹底していただきたいなというふうに思うんですが、もう一度、御回答をお願いします。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今、平塚議員の期待する部分、十分理解しておりますので、猟友会の皆様と丁寧に打ち合わせをさせていただいて、トラブルのないように実施していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

14番樋山議員。

○14番（樋山隆四郎） この問題に関しては、これも前に質問をしましたが、今から10年前とこれから10年先考えたら、イノシシというのは年に2回も産むんだから。しかもそれは1頭じゃないんだからね。5頭も6頭も産むんだ、ウリ坊というのを。そういうものを、今のこの体制で猟友会に委託をしているからとか、わなをかけているとか、電気柵をつくっているから、何とか早くいけばなるだろうなんて考えるんじゃなくて、もう考え方を根本的に変えなくちゃ、この問題は解決できないよ。

さっき平塚議員も言ったけれども、通学している児童とか、あるいは車にぶつかったとか、これからそういう事故が出てくるからね。とにかくイノシシの数がふえているんだから。個人で電気柵でやるといったって、隣の田んぼが今度は逆にやられちゃう。だからこれはもう本格的に抜本的にこの対策を考えておかないと、これから5年、10年先にどうなるかといったら、そのとき何とかしようなんていったって間に合わないんだよ。

それと、猟友会って今言った60歳から70歳と言っているんだろう。10年もたったら80歳ぐらいになっちゃう人が、山の中に行って銃なんか撃てるかよ。よっぽど健康な人でもなければ。だから猟友会に頼るとかそういうんじゃなくて、電気柵をつくるというんじゃ、地域一帯をつくらなくちゃだめなんですよ。個人に任せていて、補助金を出すからじゃなくて、そういうもっと大きな、根本的な問題を解決するようにしないと、昔もやったけれども、サルのために人間がおりの中に入っているって、そういう状況ができるからね。

それはサルの場合には撃つことはできないけれども、イノシシはちゃんと駆除することができるんだから、そういうものを考えないと、これから5年、10年後にそういう事故が起きたり、あるいは農作物の被害があったりするときにはどうするんだということを、長期的に物事を考えているのかどうか、ここを1つ質問しますが、農政課長はどう思っているか。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの樋山議員の御質問は、非常に根本的に、いわゆる抜本的にイノシシ対策、当然、市のほうで考えていかなきゃいけない課題です。

当然、私ども今、いい傾向だというのが、地域ぐるみの取り組み。これは事例では昨年、大木須で地域ぐるみで柵の設置を、数キロにわたった柵を設置していただきました。この設置するのにも、県のアドバイザーがやはり1年がかりでどういうふうに作戦を練って設置するかという指導を受けての事業でございました。

国の事業ということもありますが、その辺も活用していくというのは、当然、有利に活用していきたいとは考えておりますが、やはり樋山議員おっしゃるように、地域ぐるみという一番の課題として、我々も進めてまいりたいとは思っております。

特に平場のところも非常に出没するという状況はここ数年、出てきております。であればこそ、その地域ぐるみという体制を、農業関係者だけじゃなくて、ぜひそういうふうな機運を高めていきたいなというふうには農政課としても考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山議員。

○14番（樋山隆四郎） 抜本的なものをやっぱり考えるというのは、今からやらなくちゃ間に合わないということなんだ。猟友会なんか頼っていたってだめだと。電気柵なら電気柵を地域ごとにやるとか。ところがここだったら中山間地、ここが田んぼの被害がどんどん出ている。それも今、個人で守っている。電気柵をつくるって県の指導を受けなくちゃならないなんていうことを言っていたら間に合わない。本当に独自の方法を那須烏山市でつくらなければならない。

猟友会の人間だってあと10年たったらどのぐらい減っちゃうんだい。さっき言ったけれども、60歳から70歳の人、この人たちがみんな引退しちゃったら、それこそどうするの。銃を持っている人は数えるほどしかない。わなをかけるのも。イノシシは2倍、3倍、4倍、5倍とふえていく。もう先が見えている話だろう、これ。先が見えているんだから、それをどういうふうにするかということは、農政課の職員だけじゃなくてもその被害に遭っている地域、大木須も地域ぐるみでやっただと。こういういろんな方法を考えて対策を立てておかなければだめだというのが俺の考えだから、その辺をこれからどういうふうにして進展させていくのか。

その辺も今すぐにここで言えといたってそれは無理だろう。だからその辺をこれから考慮しながら、この鳥獣対策に1つの案を出してもらいたいと。そして被害を少なくしてもらいたいというのが私の意見でありますから、その辺のところをよく考えて、やっていただきたいと。答弁は結構です。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第23号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第11 議案第23号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給が引き上げられたことに鑑み、本市特別職である市長、副市長

及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引き上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を今年度分から0.05月引き上げ、年間3.25月から3.30月にするものでございます。この0.05月分の引き上げにつきましては、今年度は12月分を1.7月から1.75月に引き上げ、遡及して支給するものであります。

これが第1条の改正になり、続いて、平成30年度以降は6月分と12月分をそれぞれ0.025月ずつ引き上げ、6月分を1.575月とし、12月分を1.725月にするものでございます。これが第2条の改正になります。

なお、本改正に伴い、議員の皆様の期末手当も連動して同様に引き上げとなることを申し添えたいと思います。

以上のとおりでありますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第23号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第24号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師

の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第12 議案第24号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に本市職員の給与及び勤勉手当の引き上げを主な内容とした関係条例の所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、1ページ目のほうをごらんいただきたいと思えます。第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。第6条及び第16条の4の改正につきましては、昨年3月に行いました那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、以下、休暇等条例と言いますが、この休暇等条例の改正に伴う所要の規定の整備となります。

次に、1ページ目の下段から2ページ目の上段にかけては、第17条の4の改正でございます。これは、今年度の人事院勧告により、期末・勤勉手当の支給月数が0.1月分引き上げられ、年間4.3から年間4.4月に変更となり、その引き上げは勤勉手当で措置することとなったことに伴い、改正するものでございます。具体的には、12月の支給分に0.1月分を上乗せし、対処するものでございます。

続いて、2ページ目の中段の附則第14項の改正をごらんいただきたいと思えます。これは、附則第11項において、55歳を超える職員の1.5%減額措置が規定されており、それらの適用を受ける職員の12月期の勤勉手当に関する取り扱いを規定するものでございます。

続いて、3ページ目から7ページ目にかけては、行政職給料表の改正でございます。これは民間企業との格差を埋めるため、平均改定率0.2%により、給料月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は、昨年4月にさかのぼって適用することといたしておりますが、後の附則において再度、御説明申し上げます。

続いて、8ページ目をごらんいただきたいと思います。第2条、同じく那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。第17条第1項の改正につきましては、先ほど御説明いたしました55歳を超える職員の1.5%減額措置の規定をしている附則第11項を削除することに伴う引用条項の整理と所要の規定の見直しを行うものでございます。

次に、8ページ目の下段から9ページ目の上段にかけましては、第17条の4の改正でございます。これは、先ほどの説明で勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、今年度はこれを12月期の支給分に上乘せし、対処することと説明しましたが、平成30年度においては、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ振り分けて支給しようとするものでございます。

続いて、9ページの中段から11ページ目にかけては、附則第11項から第14項までの改正でございます。これは、今年度をもって55歳を超える職員の1.5%減額措置が廃止されることに伴い、当該減額措置を規定している附則第11項から第14項までの規定を削除するものでございます。

続いて、12ページから15ページ目にかけては、医療職給料表の改正でございます。これは、行政職給料表における給与月額引き上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。

以上の第3条の改正は、行政職給料表の引き上げと同様に、昨年4月にさかのぼって適用することといたしております。

続いて、16ページ目をごらんいただきたいと思います。最後に、附則でございます。第1条は、施行期日等ということで、本条例は原則として公布の日から施行するものでございます。そして、速やかに引き上げ分の支給処理を行うものでございます。ただし、平成30年度における勤勉手当の支給率を定めた第2条による改正については、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、本改正条例が可決された後には、速やかに公布し、3月15日の給与支給日に合わせて引き上げ差額分の支給処理を行っていく予定としていることを申し添えさせていただきたいと思います。

次の第2条以降は、経過措置でございます。まず、第2条は、既に昨年4月から支給された給料や、12月分の勤勉手当につきましては、それは内払いとして処理し、その差額のみを支給するものとした取り扱いを規定したものでございます。

次の第3条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は、規則で定めることとしたものでございます。

最後に、16ページ目の下段から18ページ目にかけては、先ほども申し上げましたとおり、55歳を超える職員に対する給料等の1.5%減額措置が今年度をもって廃止されるこ

とに伴い、附則第4条から附則第7条までに掲げているそれぞれの条例について、当該減額措置との関係が規定されている条項を削除するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 人事院勧告に準じて、今回、給与の改定ということでございまして、私、不勉強であれなんですが、全体では何%引き上げということで理解してよろしいのかどうか。

あと、平均給与、市の職員としては幾らになっているのかですね。今回のこの改正に伴って、全体では幾ら給与がプラスになるのか、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 平均改定率につきましては、先ほども説明しましたように、0.2%、給与月額を引き上げるということでございます。

それと、平均給与額につきましては、この後、議案として提出されます補正予算の予算書の中に書いてありますので、それをごらんいただきたいと思います。

それと、何でしたっけ。（「総額で幾ら」の声あり）全体で幾らか。（「それも書いて…」の声あり）ええ。各会計のところ、改正分ということで、給料表の明細がついていますので、そちらのほう、各会計ごと、ちょっと足していただくことになってしまうんですが、全部で大体1,000万円ぐらいの増額ということになります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかに。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 私はこの給与改定について異を唱えるものではありませんが、ちょっと疑問を持っているものですから、一応お伺いしたいと思います。

毎年、県内25市町のこの給与水準、これを示すラスパイレス指数というのが報道されますね。それで、平成28年度は那須烏山市は99.2で、25市町中11位。高いですね。それで、ことしはどうなったかという、さらにまた上がったんですね。ことしは25市町中、第5位と、こういうような状態。これは総務課長も承知していることと思います。

給与、高いのはいいんですが、那須烏山市の自主財源率、これは市長も御承知のとおり、もうずっと最下位ですよ。平成30年度の予算が下野新聞に報道されていますが、もう既に25のうち23市と町の予算内容が報道されています。私もこれを持っているんですが、これ

を見ますと、自主財源率の最下位はやはり那須烏山市の34%。さらに税の徴収率も25市町中最下位です。

そのような状況の中で、なぜこのラスパイレス指数が上がっているのか。この上がった理由について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） ラスパイレス指数増につきましては、議員御指摘のとおり、ことし99.8ということで、県内第5位。非常に高い数字となってしまいました。

これは、決して給与制度が国よりもいいとか、ほかよりいいというようなことで制度、那須烏山市はつくっているわけではございません。どうしてもラスパイレス指数につきましては、3歳刻みとか5歳刻みで各階層ごとに平均給与を国との比較をするということになってしまいます。すると那須烏山市の職員体制が、すごくゆがんだ、上に厚く途中がないとか、いろいろそういった職員構成がなっていて、非常に各階層ごとにラスパイレスの指数がばらつきがございます。

その中でも、5歳の中でその中心となる年齢が、その5歳の一番上に行ってしまうと、どうしてもそこがすごく高くなってしまったりとか、一番下にいるとどうしても低くなってしまったりということで、こういう小さい市町につきましては、余りこのラスパイレスというのは参考にならないところもあるのかなと考えています。

ちなみに、第3位、矢板市なんか第3位ということで今回、すごく高い数字ということで公表されていますが、どうしても小さいところは、こうやって給与制度を変えなくても高くなってしまったりというような原因もございます。

ただ、那須烏山市特異なところで、ちょっと各階層ごとに分析してみたんですが、那須烏山市は大卒の2年から3年ぐらいだと、93.5とか93.9とかかなり低いところになっています。高いところは、短大卒の25年から35年ぐらいのところ101.幾つとかということで、どうしても高い数字が出てしまうと。これは那須烏山市の今の職員構造の中で、課長級とか主幹級が結構若返っております。そういった経験年数が長い職員が早目に課長とか主幹とかになりますと、どうしても高い数字が出てきてしまったりというようなことがございまして、なかなかほかよりも制度をよくして上がっているわけではございませんので、その辺は今後また職員の、来年なんか特にまた課長等が若くなってしまう可能性もありますので、そうするとまた高くなってしまったりというような現象も出てまいりますので、あくまでもこのラスパイレス、国との比較ということで、比較する基準にはなっているんですが、これによって給与制度がいいか悪いかというのは、なかなか一概に言えないところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） このラスパイレス指数というのは、地方自治体職員、ここだったら市の職員の経験年数とか学歴ごとに区分して、国家公務員の構成と同一に置きかえて計算するわけですよね。そこはもうちょっと今、総務課長の説明とはちょっと私、理解しがたいところがあったんですが、そういうことだとすれば、それは理解をすることにいたします。

そこでもう一点お伺いしたいんですが、これは当初予算に出てくるんですが、当初予算の98ページに職員給与が載っていますよね。それで、初任給、高卒は14万7,100円ですね。それでこの今、提案されている議案書からいきますと、3ページの左側の、例えば1級の5号ですか。1級の5号、14万7,100円が、これは高卒の初任給ですね。それで、短大卒が1級の13号で15万6,800円。それで、1枚めくって、21号の16万8,600円、これが大卒の初任給と新年度予算に記載されておりますが、この那須烏山市が定める初任給、これはよその市町村と比較しまして、どうなんですか、均衡はとれているのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） この基準につきましては、国と同じところを使っているんですが、近年、県内これよりも高い初任給を設定しているところでございます。同一の募集要項を見ますと、同じ管内の要項を見ますと、近隣でもこれより各階層とも若干高い初任給となっているところでございます。

ただ、私どものほうもこれについては今、改正のほうについて検討しているところでございますが、先ほどありましたように、ラスパイレスの指数との関係もございまして、ある程度、いろいろ検討しながら、ここについてはまた検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） じゃあ、それは理解をいたしました。

とにかく各職員が意欲を失わないような給与だけはぜひ確保すべきだとは思っております。

以上で終わります。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第24号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第25号 那須烏山市職員等旅費条例の一改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第13 議案第25号 那須烏山市職員等旅費条例の一改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、出張が取りやめになった場合、キャンセル料等が発生した場合の旅費の支給、座席指定料の支給要件の見直しなど、現行の旅費制度の適正化を図るとともに、現行条文の規定内容の明確化を図ることとするため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の旅費条例の改正箇所は、多岐にわたっておりますが、基本は旅費制度の適正化を図るとともに、現行条文の規定内容の明確化を図るものでございます。よって、ポイントとなる条項に絞って説明させていただきます。

それでは、2ページ目をごらんください。上段から始まる第3条第6項の改正部分になります。この第3条第6項は、出張することが決定し、事前に乗車チケットや宿泊施設の手配を完了してしまった後、台風などの天災の発生や公務上の都合、病気など、その他やむを得ない事情により出張が取りやめになった場合の旅費の取り扱いが規定されているものですが、現行では、職員が既に自前で予約金を支払っている場合に、事前の予約キャンセルによりその払い戻しが受けられない場合は、その損失分を旅費として補填してもらえることが規定されているところでございます。

予約はしているけれども、現地払いとなっている場合に、直前の予約変更やキャンセルによりキャンセル料が発生となった場合には、その分を旅費として支給することまでは規定されていない条文となっております。

改正案では、こういったキャンセル料等が発生することとなった場合にも、その分を旅費として明確に支給できるよう、規定の整備を図るものでございます。

続いて、新旧対照表の4ページ目のほうをごらんください。中段から始まる第11条の改正部分になります。この第11条は、鉄道賃の取り扱いが規定されているもので、鉄道賃は乗車に要する運賃、新幹線などを利用する場合の急行料金、指定席を利用する場合の座席指定料金から構成されているところでございますが、この座席指定料金については、現行の第11条第4項では、特急または急行を運行する路線による旅行で、当該特急等の乗車区間が片道100キロメートル以上の場合に支給することとなっているところでございまして、一律に片道100キロメートル以上となっていることにより、現行では東京へ出張の場合に安易に適用してしまう状況にございます。

よって、改正案では、安易に適用することがないように、これを公務上の必要その他やむを得ない事情により利用する必要がある場合に限り支給できるように改めるものでございます。この改正により、より明確ではなくなり、運用に委ねられることとなりますが、実際に想定している運用としましては、まず全ての座席において指定料金が必要な列車を利用する場合は挙げられます。次に想定しているのが、市長、副市長、教育長、議員、教育委員会等の執行機関の委員等が出張する場合や、職員がそれらの特別職に随行して出張する場合、また、病気その他事情によりどうしても座席を確保する必要がある場合など、公務上の必要その他やむを得ない事情により利用する必要がある場合を厳格に規定して、運用することを予定しているところで

ございます。

以上が第11条の改正の説明になります。これ以外の条項につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、旅費制度の適正化を図るとともに、現行条文の規定内容の明確化を図るものでございます。

最後に、新旧対照表の8ページ目をごらんください。附則ですが、本改正は、平成30年の4月1日から施行することとするものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 1点だけ確認させていただきます。

これ、先ほど課長言いましたけど、前もって個人的に出張の予約をして、後でもらうといった場合、今いろいろなポイントとかマイレージとか、そういうものの扱いはどうなっているのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今のところポイント還元については規定するものはございません。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） せっかくですから、こういう改正をやるんですから、きょうは間に合わなくてもやはり厳格なお金の使い道ということで規定されてはいかがかと思うんですが、市長、いかがでしょう、これは。

○議長（渡辺健寿） 川俣市長。

○市長（川俣純子） おもしろそうなので、研究して行って、前向きに検討していきたいと思えます。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。ありませんか。

9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） これは今、旅費の条例なんですけど、中の改正文のあれを見ると、この旅費というのは大体、公務ですよ。職員が行くのはね。それに「旅行」と書いてあるんですが、これは「旅行」でよろしいんですか。「鉄道旅行」とかというように、「旅行目的に照らし」とか、「旅行」と書いてあるんですが、これはそういう文言で問題ないんですか。それだけ確認しておきたい。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 根本となる旅費法とかいろいろ参考にしてつくっているわけでご

ございますが、こちらのほうの文言で間違いのないと思います。

○議長（渡辺健寿） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がほかにないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第25号 那須烏山市職員等旅費条例の一改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第26号 那須烏山市国民健康保険財政調整基金設置及び管理
条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第14 議案第26号 那須烏山市国民健康保険財政調整基金設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から新国保制度導入に伴い、国民健康保険財政調整基金の処分に係る規定について改正する必要があることから、本市国民健康保険財政調整基金設置及び管理条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、平成30年度から市が県に納める国民健康保険事業費納付金に

要する費用の財源が不足する場合に、財政調整基金を処分できることとする規定を加え、平成30年度から市が支出する必要がなくなる後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務拠出金及び介護納付金に係る規定を削除するものです。

つきましては、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 国保が平成30年度、新年度から県のほうに運営主体が移行するというごさいまして、現在、この国民健康保険の財政調整基金は、移行前としては今現在、幾らあるのか、その内容について説明いただければと思います。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 国民健康保険の財政調整基金の現在の額ということですが、現在、1億5,000万円ほど積み立てておりますが、今議会に補正予算で6,000万円ほど基金からの繰り出しを予定していたものを基金に戻す補正予算を組ませていただいておりますので、その6,000万円を戻すことになれば、2億1,000万円ぐらゐの残金になる予定です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第26号 那須烏山市国民健康保険財政調整基金設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決い

たしました。

◎日程第15 議案第27号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第15 議案第27号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の地方税法施行規則の一部改正に伴い、市税条例中の引用条項を移動する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

国の地方税法施行規則の改正内容につきましては、租税条約に基づく申し立てが行われた場合における個人の住民税及び事業税の徴収猶予に係る改正と、給与所得に係る特別徴収税額通知書に係る改正であります。

条例改正の内容につきましては、先ほど申し上げた地方税法施行規則の改正により、市税条例第36条の2及び第53条の7の条文の中で引用している条項が、それぞれ2項ずつ繰り下がるものです。

また、税条例第54条第7項中で引用している条項が2条繰り下がるものであります。

条例の施行日については、地方税法施行規則の改正が平成30年1月1日から施行されるため、公布の日から施行するものです。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第27号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第16 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から国民健康保険税率の改定と、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本市国民健康保険税条例について所要の改正を行うものがあります。

改正の内容につきましては、平成30年度からの新国保制度導入に伴い、本市の国民健康保険税の課税方法を、現行の4方式から3方式に変更し、全体的に税率を引き下げる改正を行うものと、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得の基準額を見直すものであります。

なお、詳細につきましては、市民課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、今回の国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、大きく分けて2つの改正になっております。1つは、平成30年度からの新

国保制度導入に伴う国保税率の改正、それともう一つは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、国保税の軽減対象世帯となる5割軽減世帯、2割軽減世帯の所得の基準を見直すものとなっております。

では、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、第2条の改正になりますけれども、新国保制度におきましては、市町村が県に国民健康保険事業費納付金というものを納めるというような制度に変わります。そのかわり県から保険給付については必要な額が市に交付されるというような制度に変わりますので、それに伴いまして、国民健康保険税の課税額についての定義が若干、変わりましたので、その第2条では、第1号で基礎課税額について、第2号で後期高齢者支援金について、第3号で介護納付金について、それぞれ定義するように改まったものでございます。

次に、2ページ目をごらんください。第2条の第2項から第4項の改正は、今回、国民健康保険税を4方式から3方式の課税方式に変えるために、固定資産割、資産割の部分を削除するための改正です。

次に、第3条から第9条までの改正は、国保税率の税率改定に伴うものでございます。改正の内容をかいつまんで申し上げますと、基礎課税額については、これまでの資産割をなくして、所得割を7.5%から6.8%に引き下げ、均等割を2万4,000円から2万3,500円に、平等割り額を2万4,000円から2万1,000円にそれぞれ引き下げるものです。

また、後期高齢者支援分につきましては、同様に資産割をなくして所得割を2.5%から2.4%に、均等割額を7,000円から7,500円に500円引き上げ、平等割り額は6,000円のまま据え置きということになります。

次に、介護納付金分につきましては、同じように資産割をなくして所得割を2.0%から1.9%に引き下げ、均等割額、平等割額については据え置きというような改正になっております。

次に、4ページになりますが、第21条につきましては、国保税の減額について規定しているものでございます。こちらの第1項第1号につきましては、国保の減額対象世帯のうち7割軽減世帯について規定しておりまして、第2号につきましては5割軽減世帯について、同様に第3号については2割軽減世帯について規定しているものですが、それぞれ先ほど申し上げました第2条から第9条までの税率の改正に伴いまして、減額の基礎となる税額が変わったために、所要の改正を行うものでございます。

それともう一つは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、5割軽減世帯と2割軽減世帯の減額の基準となる世帯のうち、被保険者1人当たりに乗すべき金額をそれぞれ引き上

げる改正となっておりますので、こちら、5割軽減世帯につきましては、課税する金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減世帯につきましては49万円を50万円に引き上げて、対象世帯を拡大する改正となっております。

以上、改正についての詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） この件については、一般質問のほうでもやっていますので、そっこのほうに細かな点は移したいと思うんですけど、この改定表、主な内容でございますが、ほぼみんな引き下げになっているわけなんですけど、後期高齢者支援金分の均等割、これだけが500円アップですよ。

しかし所得割とか、平等割は同じなんだね。所得割が0.1%低くなるということなんですけど、この分だけがどうしても上がってしまうのはどういう理由なのか。

さらに7割軽減世帯、2割軽減世帯、5割軽減世帯、これが7割は変わりませんが、今度の改定によって何世帯ぐらいふえる見込みなのか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、まず最初の質問で、後期高齢者支援金の均等割だけがなぜ500円上がってしまうのかということですが、先ほどから御説明しておりますように、国保税は基本課税分、それから後期高齢者支援分、この2つは国保に加入している方全員に課税されるもので、介護納付金については40歳以上65歳未満の方に課税されるものとなっております。

なので、それぞれ基準となる割合というものが実は決まっているんですが、今、本市におきましては、この基礎課税分、医療費分に係る部分がとても割合が高くなっているということで、県から示された標準税率と比較しましても、後期高齢者支援分についてはかなり低い額に設定されているということがありましたので、そこを是正するためにほかを引き下げて後期高齢分を引き上げたというような改正でさせていただきました。

それともう一つ、今回の減額対象世帯がどのぐらいふえるのかということですが、今回の改正では、5割軽減世帯が8世帯、2割軽減世帯が12世帯ふえる予定です。税額にしますと、約65万円ぐらい減額になると予想しております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚議員。

○18番（平塚英教） そうしますと、この基礎課税分と支援金分、介護の分も含めて納税

者は納付するわけですね。そうすると、その500円、この分がアップしても、総体的にはほかで下がると。だから上がる世帯はないという理解でよろしいのかどうか。

それと、5割軽減世帯は何世帯あって、今度プラス8になるのか。2割軽減世帯は何世帯あって、プラス12になるのか、元の数字がもしわかれば。あるいは7割軽減世帯も何世帯あるのか、説明をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） まず、5割軽減世帯ですが、改正前は707世帯のところ、改正後715世帯に、2割軽減世帯は505世帯が517世帯になる見込みです。

現在、7割軽減世帯ですが、1,288世帯になっております。（「最初の、最初の質問」の声あり）

○議長（渡辺健寿） 500円上がるけれども、総体的には下がると。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 最初の質問は、議員おっしゃるとおり、総体的には全世帯で税額が上がることはない。

○18番（平塚英教） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 課長さん、今回の税率改正によって、どのぐらいこの国保税が減額になるかなんですが。これはこれから提案される平成30年度の新しい予算、これを見ますと1億6,300万円減額となっているんですよ。しかし、これじゃないですね。

というのは、この後、補正予算で当初の金額からでは5,200万円ほど減額しますから、そうしますと結果的には平成29年度の国民健康保険税は7億8,013万3,000円じゃないかと思うんです。それに対して、平成30年度の予算が6億6,898万4,000円と載っていますね。そうすると差し引き1億1,114万9,000円マイナスと、これでよろしいのかどうか、これが1点。

それと、1戸当たりで平均どのぐらい税額が、軽減世帯もありますが、それをひっくるめて1世帯どのぐらいの税額が軽減されるのか。これまで計算されていたら、御答弁をお願いします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、初めの質問の国保税額はどのぐらい下がるのかという御質問ですが、今回、この改正案をつくるに当たりまして、同じ条件で、今の条件で同じ世帯の人数で同じ所得だった場合に、現在の税率と改正後の税率でどのぐらいの差があるかということ

ころを試算したところによりますと、賦課見込み額、調定見込み額、要するに限度額とか軽減額を見込む前の額で1億3,000万円ほど下がる予定です。ただ、実際には限度額超過分とか7割・5割・2割軽減世帯の分が差し引かれますので、実課税額で比較すると、1億900万円ほど減額になる見込みでおります。

それによりまして、1世帯当たりどのぐらい税額が下がるのかということですが、1世帯当たり平均で2万5,400円引き下げの予定です。1人当たりになりますと、1万5,600円ほどの引き下げ額と予想しております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀議員。

○2番（小堀道和） これは全協のときにも僕は疑問を感じていたんですけども、今回の改正によってトータルどの世帯も減額するというイメージなんですけれども、こんないい制度ができるわけがないので、これは財源も含めて、その不足分をどこから持ってきて、そういう措置があるのか、それとも何かの仕組みでこの1億何がしを補填するのか、それを確認しておかないと、ぬか喜びになってしまうんじゃないかなと思うので、そのからくりをちょっと説明してください。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回、なぜ1億円、税金が下がっても大丈夫なのかという御質問かと思いますが、簡単に言ってしまうと、今度の新国保制度が本市のような財政力の脆弱な高齢者の多い保険者、そういった弱い保険者に対して有利に働く制度ということで、国からの追加支援のほうで1,700億円ほど投入されることになっております。

そういった国からの支援とかを受けまして、本市で納めるべき納付金の額というものが県内でもかなり低く設定されているということで、現実的にはうちの市で集めなければならない税額が今まで予想していたよりも低く抑えられたということになります。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀議員。

○2番（小堀道和） そうすることで、国全体で調整するというイメージだと思うんですけども、そうすると、財源豊かなようなところは逆にマイナスのイメージというか、トータルとしてふえてしまうような、そんなイメージはあるのか。例えば自主財源がたくさんあるところとか、そういう豊かな自治体は、こんな恩恵はないということではないですか。認識として。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 財政力があるようなところについては、納付金の額がそれなりに高く設定されているということですから、そういうところで納めていただいて、本市のような財政力のないところは、そのほかの市によって補われているということはあると思います。

○2番（小堀道和） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第29号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第17 議案第29号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、改正後の国民健康保険法第11条において、国民健康保険運営協議会の用語の定義が改正されたことに伴い、本市国民健康保険条例について、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、平成30年度からの新国保制度導入に伴い、これまで市町村に

置かれていた国民健康保険運営協議会が都道府県にも設置されることになったため、それぞれを区別するために、市の運営協議会については「市の国民健康保険の運営に関する協議会」と定義づけするものです。

また、これまで明記されていなかった委員の任命に係る規定を追加いたしました。

つきましては、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 今の説明はよくわかったんですけど、県のほうは何と言っているんですかね。県のほうの協議会の呼び名は何と言っていますか。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 名称は、栃木県国民健康保険運営協議会という名称になっておりまして、定義は、同じように県の国民健康保険の運営に関する協議会と定義されております。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第29号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第30号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

○議長（渡辺健寿） 日程第18 議案第30号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月に公布され、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、市が保険料を徴収すべき被保険者について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている者が、後期高齢者医療に加入した場合に、その特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となった者を市の保険料を徴収すべき被保険者として追加するものであります。

なお、詳細につきましては、市民課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、議案第30号につきまして、詳細の説明をさせていただきます。

国民健康保険と後期高齢者医療の適用は、住所地を基準とするということになっております。つまり、住所のあるところの被保険者になるということなんですけれども、例外として一定の施設、病院とか特別養護老人ホームとか児童養護施設とか、そういったところに本市からよその市に住所を異動した場合、特例として、本来は住所地のあるところの被保険者になるんですけれども、そのまま従前の住所地の保険を適用するという、いわゆる住所地特例という制度があります。

現在も国民健康保険と後期高齢者医療につきましては、その住所地特例が規定されているところなんですけど、ただし、国民健康保険の被保険者が住所地特例で住所を移してほかの市に行って、本市の被保険者のままだったとした場合でも、その方が75歳になって、後期高齢者医療に移ると、国保の住所地特例がそこで切れてしまって、75歳以降の後期高齢者医療については、新しい住所地で適用されるというような規定になっていたんですけど、今回の改正によっ

て、そういった場合でも引き続き前住所地での被保険者、本市でいえば本市の後期高齢者医療の適用をするというような改正になりましたので、そのためにそういった方がいた場合には、本市の後期高齢者医療の保険料を徴収する対象者として定めなければいけないということで、今回追加したものです。

具体的にお話ししますと、例えば特養とかですと、必ず住所地を移しているかと思えますので、本市からどこかよその特養に入った方とかが国保のまま住所地特例を受けていたんだけれども、75歳になったときにはこれからは引き続き本市の後期高齢者医療に加入するというような制度に変わるということです。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 国保や後期高齢者医療の被保険者資格は原則、住所地ですが、施設等に入所し住所を移した場合には、特例として、前の住所の被保険者としていたところ。ところが現行の制度では75歳に到達したときに施設入所して国保から後期高齢者医療に移ると、施設等の住所地の広域連合の被保険者になるというのが今までだったと。それを今回、このような場合でも前住所の市町村が加入する広域連合の被保険者になれると、こういう制度だというふうに思うんですが、実際には現在、75歳到達で国保から後期高齢者に移行するという方で、従前のものが今回の改正によって特例で加入できるという方が何人ぐらいいらっしゃるのか、調査されているものがあればお示しいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回の条例改正につきましては、適用が平成30年の4月1日からということになりますので、30年の4月1日以降に75歳を迎える方が対象ということになります。（「じゃあ、まだ対象者はいないか」の声あり）はい。なので、現在、国民健康保険の住所地特例を受けている方が18人ほどいらっしゃるんですが、その方たちの中から75歳になった時点で適用されるということになります。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第30号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第31号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第19 議案第31号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から七合診療所興野出張診療所の診療日を月1回に変更するため、本市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、市民課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、議案第31号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

現在、七合診療所興野出張診療所につきましては、条例上、毎週金曜日の午後1時から午後3時までを診療時間とし設置しております。ですが、興野出張診療所につきましては、建物が老朽化し、必要な診療設備が整っていないこと、また、受診者が固定化されており、年々減少

していること、ここ数年は新規の利用者がいないことなどを理由に、段階的に診療日を縮小することとしております。

実際には、昨年10月から毎週金曜日の診療を毎月第1・第3金曜日の月2回の診療に変更させていただき、ほかの週につきましては休診の取り扱いをさせていただいているところです。平成30年4月からは、毎月1回、第1週目の金曜日の午後1時から午後3時までを診療日とする改正を行いたいため、今回、条例の改正をするものです。

なお、診療日の縮小につきましては、利用されている受診者の方には個別に説明しているほか、地元興野の住民説明会も開催し、承諾をいただいているところですので、申し添えます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） これは前回の全員協議会の資料の中でも、この興野出張所は用途廃止に向けて段階的に診療日の縮小を進めると、こうありますね。それともう一つ、本日の冒頭の川俣市長挨拶の中にも、公共施設の再編については市民の意見を聞きながら進めたいと、このような冒頭の挨拶だったと聞いております。

そういう中で、この興野出張所というのは、いつごろ実際にもう廃止すると、廃止したいと、そのような考えなのか、これは市長の考えをお伺いしたいと思います。市民課長でもいいですよ。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 市の公共施設等総合管理計画に基づきますと、平成31年度末を予定しております。

ただ、今時点でのスケジュールですので、利用者の方とか地元の方との状況に応じましては、また変わることもあるかもしれませんが、今のスケジュールではそのような予定であります。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第31号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第20 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から平成32年度を計画期間とする那須烏山市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に並びに、同計画期間中のサービス見込み量及び保険料の推計により、第1号被保険者の介護保険料と率を定めること等のため、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、御審議いただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） ただいま上程となりました議案第32号につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、団塊の世代が75歳に到達する2025年を見据えて策定しました那須烏山市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に係る介護保険料及び率の改定を含む4点の改正を行うものであります。

それでは、詳細について、新旧対照表により御説明申し上げます。

まず、1ページ目をお開きください。第2条の改正につきましては、第7期計画期間の第1号被保険者の介護保険料と率及び介護保険法施行規則の改正により、第6期から第9段階の境界基準金額を改正するものであります。

第2条第1項第5号の額が保険料の基準額であります第5段階となりまして、第7期計画期間は、年額6万4,000円となり、第6期計画期間と比較しますと3,300円、5.44%の上昇となります。

境界基準金額については、同項第7号ア及び第8号アについて、基準となる合計所得金額を改正しております。

続きまして、2点目の改正点について御説明いたします。第2条第1項第6号のアについてですが、平成28年9月に介護保険法施行令の一部が改正され、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しが行われたことに伴う改正となります。介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定に所得をはかる指標として、合計所得金額を用いております。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、公共事業等で土地を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責に帰さない理由による場合もありますことから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないようにするよう、保険料段階の判定に現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除していた額を用いることとしてあります。

続きまして、3点目でございますが、再度2ページのほうをお開きください。1ページの第2条から続いております第2項になります。こちらは介護保険の改正により、平成27年4月から公費を投入して、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する方を対象に、基準額に乗ずる割合を0.5から0.45に軽減して行っておりましたが、第7期の計画の策定によりまして、対象期間の改正を行うものであります。

額としては、軽減前が年間3万2,000円、軽減後が年間2万8,800円となり、3,200円の軽減となります。

続きまして、第14条になります。今般、40歳から64歳までの第2号被保険者で介護保険を利用する方がふえてきたことにより、介護保険法が改正され、負担限度額の判定で財産の提示を求める質問検査権が、第2号被保険者の配偶者まで拡大されました。また、情報提供ネットワークシステムを介した地方税関係情報の照会において、地方税法に基づく守秘義務等の関係上、情報照会を行う事務の根拠法令に照会対象者に対する質問検査権、及びそれに応じない場合の担保措置があることが必要とされていることに対する改正となります。

最後に、附則になります。まず、第1項ですが、改正条例の施行は、平成30年4月1日と規定しております。

第2項については、平成29年度までの保険料率について規定しております。

詳細説明は、以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 平成30年度から32年度までということで、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画ということでございまして、おおむね5.44%のアップという保険料の値上げの提案でございます。

1段階から11段階まであるんですけども、現在のそれぞれ段階ごとの高齢者の人数、これがもしわかれば御説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、段階ごとの人数ということでよろしいでしょうか。第1段階が1,241名、第2段階が751名、第3段階が717名、第4段階が1,542名、第5段階が1,724名、第6段階が1,589名、第7段階が912名、第8段階が434名、第9段階が162名、第10段階が98名、第11段階が88名というふうに、特別徴収と普通徴収と合わせてなっております。

済みません、うちのほうで介護保険料を算出するときということになっておりますので、12月の数字でございます。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 1件お伺いします。

今回、介護保険料が税率改正になったわけなんですけど、それで総額で幾ら上がるかということを知りたいんですが、この平成30年度の予算書を見ますと、30年、29年の差し引きで4,754万1,000円がプラスになっていますね。増額になっていますが、これが結局、今回の税率改正による増額と、およその額でいいんですが、これでそうみなしてよろしいのかが1つ。

それと、1人平均幾らぐらい上がるのか、それも合わせてわかりましたらお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 済みません、資料を今、持ち合わせておりませんので、後に提出したいと思います。（「1人当たりで結構です」の声あり）

○議長（渡辺健寿） じゃあ、よろしいですか。

○15番（中山五男） はい。結構です。

○議長（渡辺健寿） ほかによろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてでございますが、これは平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の引き上げという提案でございます。平均は5.44%アップということでございます。

介護保険につきましては、私もたびたび議会のほうで申し上げておりますように、まさに保険あって介護なしと言われるように、国のほうではどんどんこの制度を改悪しながら、年金も下げて、そしてこのように保険料を上げると、こういうようなことを進めているわけでございまして、このように多くの高齢者にとって負担を伴う改定については同意できないということで、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第32号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺健寿） 起立多数と認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第32号の質疑で答弁漏れがありましたので、健康福祉課長より発言があります。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 先ほど中山議員のほうから御質問のありました2点について、お答えいたします。

保険料の総額が幾ら上がるのかというような話でしたけれども、平成29年度の当初が5億992万6,000円、平成30年度の当初が5億5,746万7,000円ということで、4,754万1,000円を見込んでおります。

それから、保険料の平均の増額が幾らになるのかというようなことについてですが、年額3,945円ということになります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 3,945円上がるんですが、そうすると、この改正により1人当たり平均幾らになるかということ、それが知りたかったんですが。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 基準額、第5段階でいえば、6万4,000円でございますので、その月額……。済みません、ちょっと計算いたします。失礼いたします。

済みません、失礼いたしました。5,334円ということになります。それですので、それに12カ月、さっきの12カ月を掛けていただくと6万4,000円になるということになります。お一人お一人の増額分がその段階に応じて違ってくるということで、平均額にしますと、先ほど言いました3,945円ということになります。

○15番（中山五男） 了解しました。

◎日程第21 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第21 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、国の基準が改正されたことから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） ただいま上程となりました議案第33号につきまして、御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令の制定により、関係基準省令の改正に伴い、那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例——以下、地域密着型基準条例と略させていただきます——及び那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例——以下、地域密着型予防条例と略させていただきます——並びに那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例——以下、介護予防支援基準条例と略させていただきます——3本の条例の改正を行うものであります。

それでは、詳細について、新旧対照表により御説明申し上げます。ボリュームがありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。目次においては、国の基準に従い、今までの第5款が第6款にずれ、新たな第5款として、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加いたしました。第1条に趣旨、第2条にて定義を規定しております。

続きまして、2ページをお開きください。8条、3ページの34条、4ページの49条にて、オペレーターに関する基準の見直しを規定しております。

続きまして、4ページ、61条の21にて、障害福祉制度において指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定が受けられるものとして基準を規定し、5ページの61条の22にて準用を規定することに伴い、6ページの61条の23から7ページの61条の40までは条送りとなっております。

続きまして、8ページをごらんください。67条にて、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る目的から、利用定員数の見直しを規定しております。

続きまして、12ページをお開きください。第119条、13ページの140条、15ページの159条、第184条にて、各施設における身体的拘束の適正化を図る観点から、基準を規定しております。

続きまして、16ページをお開きください。193条、18ページの第194条、19ページの196条、197条及び201条にて、看護小規模多機能型居宅介護においてサービス供給量をふやすこと及び効率化を図るため、サテライト型が創設されることに伴い、従業員の員数や管理者等について規定しております。

その他条文において、平成30年度から位置づけられる介護医療院について規定しております。

続きまして、地域密着型予防条例について御説明いたします。

21ページをお開きください。第10条において、共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、利用定員の見直しを規定しております。

続きまして、24ページをお開きください。第79条にて、介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束の適正化を図る観点から、基準を規定しております。その他条文において、介護医療院について規定しております。

続きまして、介護予防支援基準条例について御説明いたします。

25ページ7条、及び26ページ33条にて、居宅介護支援の強化として、障害支援制度の相談支援専門員との連携を図るとともに、医療と介護の連携強化を図ることを規定しております。

最後に、附則として、施行日を平成30年4月1日と規定しております。

以上でございます。よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正ということでございますが、大体、今の説明でそれなりにわかったようなつもりにはなっているんですが、介護医療というのが先ほどちょっと出ましたけども、この条例改正によって、今までできなかった医療行為を、介護の事業所で進められることになったのか、全く今までの事業所とその辺は変わらないのか、いわゆる介護医療という言葉がちょっと出ましたので、それがどういようにやられているのかね。

例えば22ページでは、指定介護療養型医療施設ということで、こういうような介護医療院というような言葉も使っているわけなんですけど、この辺の介護と医療の境目がどうなっているのか。簡単に言えば、これも同じなんですけど、そういう医療過誤が起きないようにシステムで進めていただきたいなというふうに思うんですけど、その辺、ちょっと気になったものですから、御説明をお願いしたいなと思います。

○議長（渡辺健寿） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 今、平塚議員から御質問のあった介護医療院ということでよろしいでしょうかね。

今、高齢者がふえていく中で、在宅医療を普及していくというような考え方がございまして、新しく介護保険施設として、介護医療院というのが創設されました。介護医療院は、主に長期にわたって療養が必要な方が対象になる介護施設ということで、日常的な医療とかみとり、終末期をみとるということですね、とあと生活施設としての介護の機能を兼ね備えた施設ということになっております。

本市には、今のところはまだできてはいないんですけれども。（「該当する施設はないと」の声あり）ないということです。

ただ、看護小規模多機能型等については、将来的にはできるというのが計画上には載っております。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決定すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第34号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第22 議案第34号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次一括法が昨年4月に制定され、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例中の引用条項に移動が生じたため、所要の改正を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、いわゆる幼稚園、保育園、認定こども園等において教育・保育を行うに当たり、それぞれの園における運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号中で引用している当該法律第3条第9項が、同条第11項に繰り下がることに伴い、条項移動の改正を行うものでございます。

なお、一部改正後における法律の施行日は、平成30年4月1日となっていることから、本条例も同一の4月1日を施行日としております。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） ただいま提案されている条例に定めるこの保育事業所というのは、市内に何者、何団体ぐらいあるのか。それとその運営状況というのはいまどうなっているのかど

うかについてお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの御質問について、お答えいたします。

事業所としましては、市内で全部で10事業所ございます。内訳としましては、この条例全体でいいますと、保育園が公立が3、私立が1つの4園、それから公立の幼稚園が1園、認定こども園が2園、それから小規模保育事業所ということで、0歳から2歳児のお子さんを預かる施設が3ということで、合わせて10となります。

運営状況につきましては、数年に一度、事務指導監査等を行ってございまして、適正に運営されているという状況でございます。必要に応じて文書もしくは口頭指導等で一部、例えば掲示物が適正にどうか、漏れているので、これは今後、表示してくださいとか、そういったことについてのものになります。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第34号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第35号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第23 議案第35号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年5月12日に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市計画法の一部も改正され、那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例において引用している条項が、本年4月1日から繰り下がることから、条例の一部改正を行うものであります。

主な内容は、那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例第2条第1項アにおける引用条項の変更になります。

都市計画法において、新たに田園住居地域が創設され、その定義が同法第9条第8項として追加されたことに伴い、準工業地域を定義する同法第9条第10項が第11項に、工業地域を定義する同法第11項が第12項に、工業専用地域を定義する同法第12項が第13項にそれぞれ繰り下がったことから、条例第2条第1号アにおける引用条項も同様に繰り下げるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 条例そのものについて何うわけではないんですが、こういった誘致促進をしようとして条例を定めても、なかなかこの那須烏山市に新しい企業を誘致することができないのではないかと考えています。

それで、2点お伺いしたいんですが、近年、企業誘致の成功例があるのかどうか、これが1点。

2点目は、誘致困難な理由は何か。

以上2点について、お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 最初のほうの、近年、誘致成功した例ということでございますが、残念ながら市外の企業が那須烏山市に立地したという例は、近年ではございません。

ただ、市内の工場で、例えば興野の工業団地があいたところに南那須の工場が進出したとか、あとは近年では、旧江川小学校のところに工場をつくったとか、市内の企業の増設等については活発な動きがあるのかなというふうに思っております。

あと、誘致できない理由につきましては、何点かあるのかと思いますが、市としては、事業用地、いわゆる事業として売っている用地がないと。現実的には事業の紹介をするのみになっておまして、用地交渉等につきましてはその企業にやっていただくというようなことがあります。

また、企業としましては、用地造成された用地がありませんので、いわゆる初期投資、いわゆる造成費用や給排水の設備等の初期投資をしなければならないというものがあるのかなというふうに思います。

また、各手続等で、高電圧の申請やら排水同意やらという事務的な煩雑さを避けるというような傾向もあるのかなと。

また、距離的にはインターチェンジからの距離というのも1つの要因かなと思っています。

また、人口減少によります従業員の確保の難しさというのも見込みとして聞かれているところでございます。

あとは、考えられるのは大企業といいますか、親企業が近くにあると、そこに進出する傾向があるんですが、残念ながら那須烏山市の近くではそういう企業はないので、どうしても親企業の近くのほうにしか行かないというような傾向があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 今、課長の答弁聞きますと、困難な理由を幾つか挙げました。しかし、そのうちの幾つかは、市の努力によっては何とかなるんじゃないかなと。例えば事業用地がないといっても、私、そんなことはないような気がするんですが、実際に進出しようとする企業があるのか、ないかですよね。もしあるとすれば、どのような条件なら那須烏山市に進出するのか、その条件を伺った上で、ぜひこれからもこの誘致に向けては努力していただきたいと思っております。

以上です。答弁は結構です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで

質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第35号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第24 議案第36号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第24 議案第36号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第36号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、国の道路占用料の額の見直しが行われたことなどを受け、市道の道路占用料の額の改定その他の規定について、所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、都市建設課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうから道路占用料徴収条例の一部改正について、説明申し上げます。

今回の条例改正の原因は、今、市長も言ったように、政令が今年度、改正になりまして、もう既に国のほうは動いております。それに合わせまして、私どものほうは今回、条例を改正するというごさいます。

その政令の改正の主なことが3つごさいます。まず1つは、道路占用料について、こちらは土地の地価水準とか賃料とかそういったものを勘案しまして、道路占用料を変えていますが、国のほうで今回、改定になっております。栃木県のほうも改定になっております。

それとあともう一つは、現在、私どものほうには例がないんですが、道路の下にレストランとかショップとかそういったものが法令等において許可がございましたので、そのときの占用料の料金の体系を新たに設けたということですね。

それとあと占用料の算出におきまして、今までですと、例えば面積ですと小数点以下は切り上げという、延長ですとメートル以下は切り上げという手法をとっていますが、それはより厳密にということで、小数第1位まで数量を算出しまして、料金を改定するというのが3つの主な内容ごさいます。

それでは、議案書のほう、ページをめくっていただきまして、1ページから4ページまで、こちらは全て今、私が言った占用料の改定のいわゆる料金表が変わったという新旧対照ごさいます。こちら、先ほど言った占用料を算出する根拠が、平成27年度に行われた固定資産税の評価額、それを基準に占用料を決定しておりますので、このたび私どものほうの地域におきましては、固定資産税評価額とか市場の賃料等が下がっているということで、それに連動しまして、料金が全体的に下がりました。

それとあと、先ほど言った、現実的に私ども、ないんですが、地下にレストランとかお店を設けた場合の占用料ですが、今まで曖昧だったのが、今回、厳密に設けたということと、最後の4ページのほうに、占用料を算出する数量、今までは整数どめにした数値を、小数第1位、第2位を切り捨てということで数量を算出と。以上3つが今回の改定ごさいます。

以上ごさいます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井議員。

○8番（渋井由放） ちょっとわからないところがあるので、教えていただきたいと思うんですけども、電柱というのはこの近辺では東京電力なんだと思うんですね。それで電話柱というのはNTT、ほかにもあるかもしれませんが、同じように見えるんですけども、若干、値段が違うというのはどういうことなのかなというふうに、教えていただきたいのと、あと今、私なんかは多少かかわっていることもあるのであれなんですけど、3ページの上のほう

に、風力発電とか太陽光発電ですかね、これ、事業をやるのに1,000平米当たり多分15万円が上限ぐらいの話なのかなと思うんですね。事業計画を立てるのに。

そうするとこれ、540円の1平米ですから、そうすると54万円になるのかなと思うんですね。そうすると、これははなからその事業性には乗らないし、風力発電は別かもしれませんけども、わかりませんが、ただ、風力発電に適している土地は烏山にはないというようにNEDOのあれもありますけれども、この事業性とかそういうのは考えていない数字なのかなと思うんですが、その辺についての見解をお伺いしたいということと、あとこの料金の欄に、「A掛ける0.024」とか、あとはただ単に数字だけが書いてあって、例えばその上は54円とか、ソーラー発電の場合は540円とかという、この「A掛ける」とかというのはどういうところにわざわざつけたのか、その辺のところのこの意味といいますかね。面積のような気がするんですけども、面積だったらほかでもくっつけてもいいのかなというように気がするんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） まず最初の電柱、電話柱の料金についてお答え申し上げます。1ページの上のほうで、第1種電柱とか、第1種電柱から第3種電柱、第1種電話柱から第3種電話柱と料金が分かれておりますが、まず電柱の1種、2種ってどういうふう違うのとよく質問されるんですが、こちらは柱の太さじゃなくて、上に載っている要するに電線の条数ですね。東京電力の電線ケーブルを載せますと、当然、ケーブルの条数によりまして柱は必然的に太くなりますので、一般的に電柱のほうが電話柱に比べ柱が太いということで、料金のほうは電柱のほうが電話柱に比べ高く設定してあります。

次に、3ページの上から4行目の太陽光・風力発電という、こちらは通常、こういった設備は道路区域外に設置して、ただそちらをケーブルとかそういったことで道路の敷地の一部を占用する場合の料金なものですから、こちらは上限値というのは設けておりません。

あと、小数以下ということは、こちらは基準単価が1円以下ということなので、こういった計算式になっております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） Aの表示についての質問じゃないの。課長、Aの。その左にあることと違うのかい。地下1階とか2階とか。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） Aは占用面積ですね。ですからこれはあえて、1円以下なものですから、こういった表現になってしまうというね。1平米の単価が1円以下になってしまうので、こういった表示をさせていただいております。

○8番（渋井由放） 了解しました。いいです。1つだけいいですかね。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） この電話柱と電柱とということなんですけれども、高峰パークタウンでは、共同の電柱、例えば第1工区は東電が電柱をつけて、第2工区はN T Tが電柱を、電柱なんだか電話柱なんだか知りませんが、やって、N T Tの持ち物と東京電力の持ち物が2つ同じ団地の中に混在しているわけですね。それは電話柱であり、電柱であって、両方を使用しているわけです。共同で設置している。そういうような場合は、どのようになるんでしょうかね。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） いわゆる共架柱というんですが、こちらは柱の所有者というのはどちらかになりますので、例えば東京電力が占有をとって、それをN T Tにまた貸すということは一応可能で、実際それはですから柱の所有者ということになっております。

それで、よく言うんですが、銘板が電柱に、例えば南の何番とか何とかって、その銘板がありまして、その銘板の下のほうがその所有者ということが全国的なルールになっております。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） そうすると、N T Tが電柱をかけると、例えば、どういう単位になるかわからないですけど270円で、東京電力がやると300円だということで、共架の電柱については規定はないと、こういうことでよろしいですか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 現実的に、構造的にN T Tの細い柱のところに東京電力の幹線のものとは通常ないものですから、多分、議員おっしゃっているのは、ローカルの引き込み柱とかそういったものの電線がかかっている電柱だと思うんですが、通常ですと柱の太さで東京電力で設けて、そこにN T Tが共架するというパターンだと思うんですね。

ですから、あくまでも申請は東京電力ということで事務処理しておるのが現実でございます。

○8番（渋井由放） いいです。わかりました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 道路占用料の道路法施行令の一部改正に伴う占用料の改定ということでございまして、見ると、ほとんどが改正後は下がっているように見えるんですが、一部上がっているところもありますけども、これトータルの金額では上がるのか、下がるのか。もちろん下がるんじゃないかなと思うんですけど、どのぐらい下がりますか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 占用料の全体的なこの改定による料金の推移なんですが、私が今、集計しているところで、これは概算なんですが、今年度の決算見込みで大体、大口の東京電力、NTT合わせて260万円ほどが歳入となっていますが、この改定によりまして、結果的に約10万円、4%ほど減収になるものと今、算出しております。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第36号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例及び
那須烏山市民公園設置、管理及び使用料条例の一部
改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市民公園設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第37号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、都市公園、市民公園における公園施設の設置等に係る使用料を実態に即して見直すとともに、現行条例の規定順や規定内容を見直し、都市公園法の規定順や規定内容に合わせたものに改めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、都市建設課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうから説明を申し上げます。

都市公園設置、管理及び使用料条例と、市民公園とタイトルが2つございます。まず、わかりやすいように、2つの公園について説明申し上げます。

いわゆる都市公園というのは、都市公園法に基づく、法令に基づいて設置している公園でございます。那須烏山市におきましては、大桶運動公園、泉公園と2つございます。そのほかの市民公園というものは、法令ではなく任意で那須烏山市が設置している公園ということで、2種類の公園が那須烏山市にございます。

今回の設置、管理、使用料条例の改定の内容は、先ほど市長言ったように、まず議案書の1ページを開いていただきまして、目次のところで、私どもの現在の条例が都市公園法の要するに規定の順番とずれているということで、第4章と第5章、こちらをまず入れかえました。それによりまして、条文の番号が変わります。

次に、都市公園の占用という言葉があるんですが、こちらも都市公園法に基づきまして、工作物の設置による占用と、公園施設の設置ということの違いを明確にわかりやすく表現しました。

それと、第4章と5章が入れかわったことによりまして、3ページ以降の改正後の第12条から15条までが規定されることになっております。

これに合わせて、行為の許可とか行為の禁止の規定の順も並べかえまして、改正後の第12条から13条として規定のほうを番号を入れかえました。

次に、一番これが、先ほどの料金と同じなんですが、これまで都市公園条例につきまして、公園の設置と公園の管理と、区分をそれぞれし使用料を設定しておりまして、すごくわかりにくいという私どもの条例になっております。例えば例を挙げますと、公園に自動販売機を設置した場合、済みません、ページ数が5ページですね。5ページで、公園に自動販売機を設置した場合に、今までですと行政財産使用料条例とか市民公園使用条例との整合を図っていなかつ

たものですから、その辺のところの整合を図るということで、今回改正しております。

細かいところは番号が入れかわりましたので、かなり条文等、数字が変わっております。一番大きく変わりましたのが、5ページの別表第2、こちら今までですと、先ほどの料金の話なんですが、公園の設置ということと、管理ということ、こちら別々に設けたことを新旧対照表の設置又は管理ということで一本化になっております。

以上が都市公園の管理条例の改正の内容でございます。

次に、今度、市民公園の改正のほうなんですけど、こちら都市公園条例のほうの順番と同じように並べかえて、あと占用に関する料金体系を都市公園のほうと一緒にバランスをとったということが主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井議員。

○8番（渋井由放） 細かくて申しわけないんですけど、別表なんですけども、公園の設置または管理に関する使用料というようなことで、この単位というところなんですけれども、これは1箇月につきかな、それで1平米、1箇月につき200円とかこうあるんですけど、次のほうの単位に1平米、今度は都市公園の1平米、1日につきとかと、こういうふうになっているんですけど、先ほどの条例も、1月につきとかというその「箇」という字が何でつくのかなというふうに思うんですけど、その辺、教えていただければと思います。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほどの道路占用料に関しましては年単位ということで、こちらのほう、都市公園のほうは1箇月単位ということで、月単位の数値を表現させていただいています。

○議長（渡辺健寿） 8番 渋井議員。

○8番（渋井由放） 例えば前の条例の3ページを見てもらって、上から例えば、わからないんですけど、令第7条第4号に掲げる工事用施設及び云々というようなのは、占用面積1平米につき、1月というんだか、67円とかこういうふうになっているんですね。同じなのかもしれないけど、せっかく同じような条例があるので、同じようにしたらどうかなというだけで、答弁は結構です。わかりました。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） これは私どもオリジナルでつくっているわけじゃなくて、国と栃木県の基準に合わせてつくっているものですから、私のこれは見解なんですけど……。

（「要するに公園法と道路法は違うと」の声あり）はい。とそれと、あと想定して1年以上置いてあるものと、あと短期的なものと、例えば、自動販売機なんていうのはもうずっと通年、置いていて、露天商というのは1年を超えることがないという、その辺の違いだということをお認識しておりますので、ちょっと答弁にならないんですが、国と都道府県の基準に基づいてつくっております。申しわけありません。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 都市公園の設置及び管理、使用料条例、市民公園設置、管理及び使用料条例の一部改正ということでございますが、今さらなんですけれども、本市において都市公園と呼ばれるものはどこどこを指すのか、市民公園というのはどこを指すのか、説明をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 公園の具体的な箇所名について、お答えします。

都市公園につきましては、大桶運動公園、あと泉公園、その2カ所でございます。

いわゆる今度、市民公園、これは条例で設置管理している市民公園は、全部で10公園で12カ所ございます。箇所を読み上げますか。じゃあ、読み上げさせていただきます。烏山中央公園、次が清水川せせらぎ公園、2カ所目ですね。あと愛宕台緑地公園、次に、滝水辺公園、あとはポケットパークという名称で、野上と大桶に1カ所ございます。次に、花立峠憩いの森公園、次に、大沢せせらぎの里公園、次に、南那須庁舎前公園、次に、富士見台水辺公園、あと富士見台公園といって工業団地の中に2カ所ほどありまして、名称でいうと10公園、箇所では12カ所ということでございます。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第25 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市民公園設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第36号の質疑の中で、一部答弁に修正があります。

都市建設課長の発言を許します。

小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほどの答弁に不適切な回答がありましたので、訂正させていただきます。

渋井議員の質問の、議案第36号の道路占用料徴収条例の改定ということで、議案書の、ページをめくって、3ページのこの「A」というのは何だという御質問に答えた件なんですが、済みません、私が大きな勘違いをしております、こちらは都会の地下とかトンネルとか、通常、都会のところに設ける施設に対する占用料の算出根拠で、こちらのAというのは、その地点の近傍の土地の価格ということですね。ですから、土地の価格にこの係数を掛けて1平米当たりの単価を算出するというので、Aというのは、土地の価格ということです。失礼しました。

○議長（渡辺健寿） 日程第26 議案第10号から、日程第34 議案第18号までの平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、熊田診療所特別会計補正予算（第2号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、介護保険特別会計補正予算（第4号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、下水道事業特別会計補正予算（第3号）、簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、水道事業会計補正予算（第3号）の9議案については、いずれも平成29年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

- ◎日程第26 議案第10号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について
- ◎日程第27 議案第11号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第28 議案第12号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について
- ◎日程第29 議案第13号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- ◎日程第30 議案第14号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- ◎日程第31 議案第15号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- ◎日程第32 議案第16号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第33 議案第17号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ◎日程第34 議案第18号 平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第10号から議案第18号までの9議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年度一般会計予算の歳入歳出からそれぞれ287万2,000円を減額し、補正後の予算総額を116億7,174万3,000円とするものであります。

今回の補正は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や人事院勧告に伴う人件費の精査、公共施設の修繕等に伴うものであります。

また、翌年度への繰越明許費や債務負担行為の変更など、所要の予算を措置いたしました。主な内容について御説明申し上げます。

まず、歳出予算についてであります。議会費は、議員報酬として、精算に伴う減額であります。

総務費は、定住促進対策事業費として、今後、不足が予想される定住促進住まいづくり奨励金の増額に伴う予算計上であります。

民生費は、臨時福祉給付金事業費として、平成27年度以降実施してまいりました臨時福祉給付金や、年金生活者等支援臨時給付金の事業確定に伴う償還金の予算計上であります。

障害者総合支援事業費は、障害者介護給付、訓練等給付費扶助費の実績に伴い、増額計上するものであります。

衛生費は、健康増進事業費として、受診者の増に伴う健康診査委託料の増額を計上するものであります。

農林水産業費は、畜産振興費として、栃木県から追加配分のあった畜産担い手育成総合整備事業費補助金の増額を計上するものであります。

商工費は、山あげ会館運営費として、現在、改修中の山あげ会館の屋根において雨漏りが発見されたことから、修繕を行うための所要の予算を計上いたしました。

土木費は、事業費の精算によるものが主であります。道路維持管理費については、降雪に対応するための凍結防止剤の購入や、除雪作業委託料の増額であります。

消防費は、消防施設整備費として消防団詰所を公共下水道に接続させるための経費の増額であります。

教育費は、事業費の精査によるものであります。小学校費、中学校費は主に各小中学校に必要な備品の購入費であります。また、各小中学校や社会教育施設、公民館や体育施設等について、施設の老朽化や水道の凍結に伴う修繕経費を計上いたしました。

災害復旧費は、事業の精算によるものであります。

公債費は、償還元利金の10年利率見直しに伴うものであります。

次に、歳入予算についてであります。市税は、法人市民税現年課税分において増収が見込まれることから、補正するものであります。普通交付税、地方特例交付金は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、ほとんどが事業費の確定に伴う精算であります。障害者介護給付費負担金や畜産担い手育成総合整備事業費補助金については、事業費の増額に伴い、追加交付を受けるものであります。

繰入金は、基金残高を確保するため、財政調整基金繰入金や、市有施設整備基金繰入金を減

額補正するとともに、奨学基金繰入金についても事業の精算に伴い減額といたしました。

市債は、事業の精算によるものであります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただきました寄附金の増額計上分であります。また、社会福祉事業費寄附金、児童福祉事業費寄附金は、いずれも匿名希望者様からであります。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしております。御芳志に対し深く敬意をあらわし、御報告申し上げる次第であります。

議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものです。

では、まず事業勘定から御説明いたします。

事業勘定予算の歳入歳出を、それぞれ1億1,212万9,000円減額し、補正後の予算総額を40億5,754万9,000円とするものであります。

主な内容としましては、歳入では、国民健康保険税の調定額が見込みより減少したため、5,246万7,000円減額するほか、各種交付金等の額の確定による増減と、財政調整基金からの繰入金6,000万円を基金に戻したことにより、財源に不足が生じたため、前年度繰越金から5,150万円を繰り入れて措置いたしました。

歳出では、介護納付金と共同事業拠出金を合わせて1億5,081万5,000円ほどが減少しましたが、過年度分の療養給付費の精算により、4,111万5,000円の償還金が生じたため、予算を計上いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

予算の歳入歳出を、それぞれ623万7,000円減額し、補正後の予算総額を6,764万4,000円とするものです。

歳入では、境、七合両診療所の診療収入が見込みより減少したため、それぞれ442万5,000円と645万3,000円を減額し、歳出では、医薬品費の精算により634万9,000円を減額しました。

財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置するものです。

議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、熊田診療所特別会計の予算を、歳入歳出ともに185万2,000円減額し、補正後の予算総額を5,182万円とするものであります。

主な内容としましては、歳入において、診療収入を201万9,000円減額し、歳出では嘱託看護師に係る人件費を精査したことにより、186万3,000円を減額したものです。

議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療特別会計の予算を、歳入歳出ともに859万2,000円増額し、補正後の予算総額を3億2,540万5,000円とするものであります。

主な内容としたしましては、今年度から後期高齢者医療保険料について、段階的に特例措置が廃止されたため、保険料が増額しましたが、それに伴い歳出の後期高齢者医療広域連合納付金も増額になったものです。財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第14号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ1億185万9,000円増額し、補正後の予算総額を27億1,328万3,000円とするものであります。

主な内容につきましては、各事業費の精査に伴い、過不足が見込まれる保険給付費及び地域支援事業費などの補正でございます。

歳入は、保険料、国庫、県支出金及び支払基金交付金等の精査による充当財源の補正であります。

議案第15号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ10万8,000円減額し、補正後の予算総額を5,699万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人件費の精査に伴う減額であり、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じております。

議案第16号につきましては、本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ15万3,000円増額し、補正後の予算総額を4億1,767万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人件費の精査に伴う増額であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。

議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出を、それぞれ26万8,000円増額し、補正後の予算総額を1億1,631万円とするものであります。

歳出の主な内容は、平成28年分消費税の確定申告結果に伴う平成29年分消費税の中間申告納付額の増額であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算の水道事業収益を166万3,000円減額し、補正後の予算総額を5億5,831万3,000円とします。

主な内容は、消火栓維持管理負担金等の減額であります。

水道事業費用を243万9,000円増額し、補正後の予算総額を5億576万4,000円とします。

主な内容は、人事院勧告による人件費の増額及び減価償却費等の増額であります。

資本的収入は、129万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4,313万3,000円とします。

主な内容は、水道加入金等の増額であります。

資本的支出を1,906万6,000円増額し、補正後の予算総額を3億419万9,000円とします。

主な内容は、借換債の繰上償還による増額であります。

以上、議案第10号から議案第18号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） 3点ほど質問させていただきます。

まず、一般会計のほうで、22ページ、民生費の放課後児童健全育成事業費841万4,000円の内容をお願いします。

それと、31ページ、社会教育費のジオパーク構想推進事業費の800万円減額の理由をお願いいたします。

あと、ここで聞いていいかちょっとわからないんですが、昨今の寒さにより上水道、下水道の凍結がいろいろあったと思うんですが、空き家に対する件数とか、市内でどのぐらいあったかちょっと教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3点お聞きします。

○議長（渡辺健寿） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいま御質問のあった22ページ、放課後児童健全育成事業の内訳について、お答えいたします。

この内容としましては、国と県の子ども・子育て支援交付金の前年度、平成28年度分の精算に基づくものが367万8,000円、それからそれ以外としましては、平成23年、24年、25年の3年度につきまして、その後の県のほうで行われました事務指導監査におきまして指摘のあったその当時の補助金の分につきまして、返納ということで、3年度分合わせまして473万6,000円、合わせて841万4,000円ということになります。

なお、この3年度の分の内容につきましては、各学童において開設の日数、それから加算の捉え方のちょっと誤りがあったということで、それについての修正の結果、このような金額となりました。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 私のほうからは、31ページの一番下のほうにありますジオパーク構想推進事業費、マイナス800万円につきましてお答えいたします。

ジオパーク構想推進事業費の中で当初、烏山城周辺の整備工事ということで計画しておりましたが、別途進めております烏山城の国史跡に向けた確認調査等を進めていく中で、今回は必要最小限の修繕工事ぐらいにとどめるべきというふうな変更をいたしました。

ということで、その当初、予定しておりました設計業務委託料200万円と、整備工事費650万円を減額するものでございます。その差額、修繕料ということで、50万円を増加しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） ことしの冬は大変寒い冬ということで、宅内での漏水件数もかなり多ございました。ただし、先ほど滝口議員から質問のありました空き家における漏水件数につきましては、ただいま数字を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） 空き家の漏水の件は、後でお願いします。

これは私がいつも前から質問していた件で、平成23年度、24年度、25年度の要するに放課後の児童クラブの運営上のやり方で補助金がいただけなかったというか、いただいたものを返納するという形ですよね。いただいたものを返納するという形で四百幾らという形で、やっこの議会のあれに持ってきて、次年度というか今年度の最終で返納するという形です。了解しました。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 一般会計の補正予算関係で何点か質問したいと思います。

26ページ、地籍調査事業費が1,140万7,000円減額になっておりますけども、これについては途中で地籍調査費を増額した経緯があるかなというふうに思うんですが、事業を進めた結果、これだけの減額になったというようなことなのか、あるいは進めようとした事業がとまってしまって、進められなかったということなのか、この点について説明をお願いしたいと思います。

下のイノシシ捕獲促進強化事業費46万8,000円、この事業内容について御説明をお願いいたします。

次ページ、27ページ、水産業振興費5万円でございますが、これについて説明をお願いしたいと思います。

観光費の観光振興費146万1,000円でございますが、ユネスコ無形文化遺産活用推進事業費の財源振りかえというふうにありますけれども、これについての説明をお願いいたします。

山あげ会館運営費につきましても、500万円でございますが、公園等観光施設整備費、財源振りかえというふうになっておりますが、これについても説明をお願いいたします。

31ページ、文化財調査費というのが2万5,000円あります。さらにユネスコ無形文化遺産保存事業費31万4,000円減額と、これについても説明をお願いいたします。

直接ここに書かれてはいないんですけども、平成30年2月15日付、ナンバー298の広報お知らせ版によりますと、平成30年度の広報カレンダーにつきましては、行政区長を通しての配布は行いませんと、下記窓口、3月下旬より配布いたしますので、お受け取りくださいというふうになっておりますけれども、これはまず29年度の予算でこの広報カレンダーをつくったのか、まだ予算確定していないので、30年度の予算ではこれはつくれないというふうに思いますので、恐らく29年度の予算でつくったのではないかなというふうに思われるんですが、どうして行政区長を通しての配布はことしは行わないのか。窓口には身体障がい者や高齢者でとりに来られない方は、ことしはカレンダーはもらえないと。新しいカレンダーはもらえないと、こういう考え方で進めているのでしょうか。これの説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうは、議案第10号の一般会計補正予算のページ数の26ページ中段の、地籍調査事業費の減額の理由を申し上げます。

こちらは今年度の補正予算で皆さんに御迷惑をかけています曲田地区の修正作業ということで、補正予算で調査費をいただいているわけなんですけど、それとは別に、こちらは今年度の平成29年度当初の予算ベースの金額を、9月とか12月の補正を返さないで年度末になりまして精算したということで、結果的に国費対象の事業が減額になったということで、単純に減額補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 御質問の26ページ、一番下のイノシシ捕獲促進強化事業費46万8,000円の補正でございますが、まず2つございまして、イノシシの捕獲成果報酬が当初予算に対して32万8,000円の補正がまず1つ起きました。いわゆる捕獲が多くな

ったと。

それから、4月から施行します実施隊の関係で、ユニホームとかを、そろえたい消耗品を14万円ほど計上しております、合計で46万8,000円になります。

次の27ページの水産業振興費の5万円でございますが、まずこれは旧烏山町で昭和56年の当時ですが、栃木県漁協信用基金協会というところに1口5万円の出資をしておりました。当協会が解散したため、出資金が本年度補正で一度、市に返戻されました。その後、県におきまして、その返戻された出資金をもとに内水面漁業振興基金というのを創設いたしまして、そちらが漁協振興全般の助成を行っているという観点で、そちらに出資をしていただきたいということで5万円、出捐金として、栃木県漁業協同組合連合会へ出捐するための補正でございます。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 商工観光課分は27ページです。観光費の観光振興費につきまして、御説明申し上げます。

内容につきましては、駐車禁止の看板や進入禁止の看板等が老朽化してきて破損しているものが見受けられますので、作成する経費26万4,000円、及び「観光振興ビジョン」の印刷費10万円、あとDC企画として、最近、企画の「おもてなし手帖」を6,000部ほど前に予算をとってつくらせていただいたんですが、大変好評で、もう在庫がないという状況でございますので、5,000部増刷するための経費59万4,000円、あと備品の購入代でございます。

あと、次のユネスコ無形文化遺産活用推進事業費の財源振りかえにつきましては、ふるさと納税分をいただいたものを充当させていただいております、財源的には、その他に書いてあります82万7,000円をふるさと納税のほうから充当させていただいております。

次、山あげ会館の運営費500万円ですが、こちらにつきましては、提案理由にもありましたように、今回の山あげ会館の改修の中で、天井等を外して改修しておりますが、雨漏りが発見されたというところで、緊急に修繕をしなくちゃならないということで、500万円の予算を計上させていただきました。

次、公園等観光施設整備費の財源振りかえにつきましては、14ページの歳入のほうに、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業ということで、滝の駐車場にトイレ、女性のところなんです、2カ所だけ和式から洋式にするということで、12月補正で歳出予算をとらせていただいたんですが、国庫のほうのこの補助金29万円がつかまりましたので、そちらの分についての財源振りかえでございます。

なお、その工事費につきましては、12月補正で87万3,000円を予算化させていた

だいております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 私のほうから、31ページの下のほう、文化財調査費とユネスコ無形文化遺産保存事業費、それぞれ2万5,000円の増額、31万4,000円の減額ということで、説明いたします。

まず、文化財調査費のほうにつきましては、烏山城及び長者ヶ平の整備作業ということで、国庫補助を受けてやっているものにつきまして、人件費、作業員の賃金が不足したものに対する増額と、それから、大きなものではプレハブ小屋を烏山城の現場のほうに設置して作業する予定でしたが、ちょっと場所がないということで、それは我慢して使いませんでした。その辺の賃借料を減額して、その他、精査した結果、合計で2万5,000円のプラスということになります。

それから、ユネスコ無形文化遺産の関係につきましては、7月、8月にかかりまして、山あげ会館の2階で山あげの企画展をしたところでございますが、そこにポスターとかチラシとかの印刷を予定しておりましたが、自前でコピーとか対応したのと、あと県の博物館のほうでいろいろことしありまして、それのいただいたものとかを使ったところで精査した結果、印刷費、その31万4,000円の減額ということでございます。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） 私のほうからは、一番最後に御質問がございました広報カレンダーの件についてお答えいたします。

広報カレンダーにつきましては、前年度予算に計上いたしまして、これまで翌年度分を作成して、当該年度中に配布というような形をとっておりました。今回、お知らせ版の件につきましては、実は平成30年度の広報カレンダーにつきましては、29年度の当初予算では計上してございまして、基本的にはもう広報カレンダーは廃止といいますか、つくらないというようなことで進めておったわけでございますが、そういった要望もあるだろうということで、大変恐縮なんですけど、広報費の中で、「広報お知らせ版」とか「広報なすからすやま」の中で、全世帯分ではないんですが、いきなり廃止になっても、以前、1回廃止をして、また再開したという経緯もございますので、今回、計上はしてございませんが、現行予算の範囲内で、全世帯分ではないということで、そういうお知らせ版で取りに来ていただくような形にさせていただいたところでございます。

ですから、議員御質問の、なかなかとりに来られない方とかそういう方の問い合わせ等が今後あるかと思っておりますので、配布場所をふやすとか、あとはどうしてもという場合には、それ

なりの対応で個別に考えていきたいと思っております。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚議員。

○18番（平塚英教） イノシシの関係ですけれども、そのユニホーム代14万円というのは、先ほど審議した鳥獣関係の方々の50着分と考えたらいいんですか。そのユニホームは何着つくるのか、どういうふうに配布するのか説明をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、基本的につくらないという方針だったんですけども、いわゆる平成29年度の予算の範囲内で作るというふうになったと。それで、基本的にはつくらないという方針のもとに、行政区長を通じての配布はしないというふうにしたと。ただ、一気に廃止すると混乱するので、予算の範囲内で作ったものをとりに来る方には配布すると。そしてどうしても必要な方にはそれなりの対応を考えると、こういうふうなことです。

その辺が市民のほうにはきちんと伝わっていないので、自治会長さんの中に、そんなの俺らが配布するのはおかしいだろうと行政区長会議か何かで批判があったので、そういうふうなことができなくなったのかなというふうに市民の皆さんは思っている方もいます。

やはりこれは大きな方針変更でございますので、やはり市民にちゃんと説明をする中で、こういうふうに進めていただきたいなど。いきなり行政区長を通じての配布は行いませんというのがどんと出ちゃうと、行政区長が反対しているので配布できないんだというふうに誤解されますので、そうでなくて、広報カレンダーは廃止に向けて進めていますと、しかし一気に廃止するのでは混乱があるので、平成30年度分は予算の範囲内で作ると。それを必要な方は御連絡あるいはとりに来てくださいというふうに説明がないから、大きな混乱が今、来しているんですよ。

だからその辺、私としてはやっぱり市民が必要なので、そういう混乱があるのかなと。市民の中には、要らないという人もいますよ。いちいちカレンダーは要らないという人もいますが、必要だという方もおりますので、その辺、十分、市民とのコンセンサスを得ながら、行政区長会議ではそういう説明はしたんだろうと思いますが、やはりその辺、広報カレンダーはそういう方向でよろしいかどうか、行政区長が市民全体を代表するかどうかちょっとわかりませんが、やっぱり市民のコンセンサスを得ながら、理解を広げながら、広報をちゃんとしながら、それこそ広報をちゃんと市民にしながら、一步一步進めるべきかなというふうに思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） ただいまの議員の御指摘のとおりだと感じてございます。今回の件につきましては、大変配慮に欠けたお知らせをしてしまったということで、10日の配布がありますので、急遽、12月の行政区長会議の後に決定したことであったものですから、

今回は入らないというような趣旨で載せてしまった経緯がございますので、配慮をした、市民にわかりやすい、皆様にわかりやすい通知をして、廃止に向けた御理解をいただくように今後、注意してまいりたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 実施隊のユニホームになりますが、50着分、見積もっております。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 事前に通告してあります7点ほどお伺いします。

一般会計補正予算の6ページに、繰り越しがありますね。4事業の。これ、繰り越しの理由と、いつごろ完成するのか、これについてお伺いをします。

2点目は、16ページの繰入金で、繰り入れしなくなった理由ですね。この減額の理由。先ほどこのことにつきましては市長からもちょっと触れましたが、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

次、17ページの雑入で、消防団員の装備費の補助金、これは全額減額になりましたが、この事業そのものを取りやめたのかなと思ひまして、その理由についてお伺いします。

次に、19ページの市営バスの委託料、当初1,729万6,000円のところ、588万9,000円減額になりました。これはなぜこれほどの多額の減額になったのか。委託料ですね。

次に、31ページ、これは先ほど滝口議員も質問したんですが、このジオパーク関係、800万円減額になりましたね。これは平成30年度の予算で990万7,000円ほど計上してありますね。そうしますと、この800万円減額したのは、この30年度の予算で再度計上して、ここで事業をすると、そう理解してよろしいのかどうかです。

次に、国保会計で2点お伺いいたします。

2ページに、国保税5,246万7,000円減額になりましたが、なぜこれほどの多額の税金が、国保税が減額になったのか。

それと、4ページの七合診療所の診療収入なんですが、これは平成28年度の決算を見ましたら、6,894万7,000円。今度は平成29年度、今回、減額して5,973万4,000円でおよそ1,000万円ほどこれは減額になっているわけなんですが、これは七合診療所の患者さんが減ってしまったのかどうか、その辺のところ。ことしはインフルエンザで相当、患者もふえたのではないかなと思ひていましたが、逆に減額する。なぜこのような減額になったのか、その辺についての理由をお伺いします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 私のほうから、繰越明許費、6ページについて、まず畜産振興費の2,192万円のほうを御報告申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業という事業でございます。繰り越しの理由につきましては、施設用地造成工事の実施をしたところ、工事施工に伴って発生しました湧き水等によりまして、施設配置計画の見直しが必要となりました。当該計画の変更、及びそれに伴う設計変更手続に日数を要したためでございます。

事業完了の予定につきましては、7月末を予定しております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 続きまして、同じく6ページの繰越明許費、工事を担当する都市建設課としてお答え申し上げます。

まず、一番上の総務費、総務管理費、庁舎整備費の繰越額1,354万4,000円という内容でございますが、こちらは12月補正に予算をいただいた経費でございます。中身的には庁舎の外壁の修繕工事でございます。12月補正で予算をいただきまして、その後、入札等契約の手続で、現在ようやく当初契約を結んだ最中でございます。

ですから当然、これから工事をやりますので、中身的にこれは災害復旧みたいな内容的なもので発注が1月ということになってしまったものですから、これから繰り越しに続いて本工事のほうをやります。

工事名内容につきましては、烏山庁舎、360度足場等、囲まなくちゃいけないし、庁舎という特殊な工事なものですから、これから施工業者と詳細詰めてですが、現在のところ完了予定は7月末を予定しております。

次の土木費、河川費、河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業費の繰越額300万円の説明を申し上げます。この費用は、栃木県が実施する急傾斜地崩壊対策事業費の負担金でございます。那須烏山市の受益者負担は10分の1ということで、事業費が3,000万円で、そのうちの300万円を今回予算で計上して、繰り越しとなっております。

こちらのほうは、国のほうの補正予算で自然災害リスクが高い地域における防災・減災対策ということで、平成30年度に栃木県が予定していた事業を平成29年で補正予算で計上して、これからやるという事業なものですから、私どものほうも予算を計上して繰り越しすることです。

施工箇所は、国道294号の山あげ大橋の東側のいわゆる崖ですね。栃木県で言っている地

区名が旭表地区1-Aという地区で、前倒しでこれから事業をやるということですね。事業内容は、ボーリング調査とかのり面の詳細設計ということで、予算格付が平成29年になったということで、やることは平成30年の事業ということで、完了予定が平成30年の年度末ということになっております。

続きまして、教育費、保健体育費、武道館施設整備費、繰越額が4,430万円ということでございます。こちら、内容は、建物はできているんですが、外構等がまだできていなかったということで、以前も説明したと思うんですが、外構工事の費用でございます。

こちらの繰り越しの理由ですが、これは私、じかに担当しているんですが、以前も説明したと思うんですが、私どもの武道館の敷地と、JR東日本の烏山線の敷地は隣接しておりまして、特殊な事情の地域でございます。こちらはJR東日本大宮支社との擁壁の構造協議とかいろいろな諸問題で、なかなか時間を要してしまいまして、こちらも発注がようやく1月になりまして、現在、工事請負契約は締結しております。ですからこちら、標準工期に戻してということで、こちらの完了も7月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） それでは、私より16ページの繰入金の減額理由について、御説明申し上げます。

総合政策課の担当の繰入金につきましては、上段の2つ、財政調整基金と市有施設整備基金の繰入金関係でございます。今回、普通交付税の確定に伴いまして、増額補正を行ったことによりまして、補正財源の見通しがつきましたため、今後の財政運営に備えまして、財政調整基金及び市有施設整備基金について、その取り崩しを一部取りやめるものでございます。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、私のほうから、奨学基金の繰入金のほうについて説明させていただきます。

33万7,000円の減額になっております。これにつきましては、奨学金の給付額が確定したということで、30万円ほど減額となっております。

それと、そのページの上から4行目あたり、奨学基金の利子ということで3万7,000円増額になっておりますので、合わせまして33万7,000円の減額ということになります。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうは、17ページの雑入の中の消防団員安全装備品整備等助成金の減額について説明いたします。

こちらにつきましては、消防団員等の公務災害補償等共済基金から助成されるものでありまして、助成率が10分の10と非常に有利な助成金なものですから、非常に人気の高い助成金です。

ことしは県内の各自治体からも県の割り当てを大幅に上回る要望が出ておりまして、過去の実績とか財政力指数とか、そういうのを勘案しまして、割り当てになるわけなんですけど、残念ながらことしはこちらのほうが大不採択となってしまったということがございますので、こちらのほうの歳入と、29ページのほうに消防団員活動費のほうがございますが、こちらのほうを合わせて減額補正するものがございます。

○議長（渡辺健寿） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 私からは、19ページ、市営バス委託料に係るものについてお答えいたします。

中山議員から1,729万6,000円という数字をいただいたんですが、これにつきましては、運行事業に係る総事業費でございます。減額する588万9,000円につきましては、そのうち運行業務に係る費用の減額となります。当初見込んでいた運行業務費は1,559万5,000円で当初見ておりましたが、平成28年度をもって運行業者の変更がございました。29年度から3年間、債務負担行為も組みまして、業者見積もりによる結果、委託料が下がったということがございます。3年間通じまして、588万9,000円ほど減額されておりますので、精算をして3月補正で減額したということがございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 31ページ、ジオパーク関係の800万円減額について、平成30年度で上げてくるかということですが、30年度での計上はしておりません。

理由は、こちらの整備につきましては、国史跡の指定を目指しておりまして、平成33年度にということ今のところ目標を立てておりますが、その後に、マニュアルに従いまして、基本計画及び実施計画というのをつくって、その中で進めたいというふうに考えておりますので、今回、30年度予算には計上しておりません。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、議案第11号 国民健康保険特別会計につきまして、まず2ページ目の国民健康保険税の5,246万7,000円の減額理由ということですが、こちらは当初予算で見込んでいた被保険者数がかなり大幅に上回って減少して、見込みよりも300人ほど月平均で減っていったということが1つ。

それと、当初予算を組む段階で、国保税の徴収率をかなり高く見ておりまして、95%ほど

で予算を組んでいたものですから、実質93%ほどの徴収率で動いておりますので、それに合わせて予算額のほうを減額させていただきました。

それともう一つ、4ページ目の、御質問では七合診療所の診療収入ということでしたが、こちらは七合診療所だけではなくて、境診療所も含めた2つの診療所の診療収入ということになります。平成28年度の決算額に対してかなり減っているという御質問でしたが、境診療所につきましては、実際、患者数が年々減少しておりますので、それに伴いまして診療報酬のほうも減少の一途をたどっておりますが、七合診療所につきましては、患者数そのものはほぼ横ばいの状態しております。にもかかわらず、なぜ診療報酬が減ってしまうのかということですが、原因については明確には解明できなかったんですが、恐らく七合診療所はここ数年、お子さんの患者さんが多いということで、お子さんの場合、診療収入が上がらないというような、成人に比べて検査があつたりとか薬を多く出したりとかということもないものですから、そういった小児科の患者が多いために、診療報酬は上がっていかないというような状況かと考えております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第10号から議案第18号までの9議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第26 議案第10号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第11号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第12号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第13号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第14号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第15号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第16号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第17号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34 議案第18号 平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時25分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの補正予算の中で、中山議員の質疑の中の答弁漏れがありました。佐藤上下水道課長より発言がございます。失礼しました。中山議員じゃなく滝口議員の質疑でありました。訂正します。

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 調べましたんですが、漏水の対応につきましては、本管からの分岐につきましては所有者の管理ということでなっております。また、水道料金の減免等の申請がないと、こちらではわからない部分がございます。問い合わせ等がありました。しかし、家庭内でボイラーとか見えるところの漏水につきましては個人で直してくださいということでお答えしてございまして、こちらで減免申請とかに挙がっている件数は今のところございません。

○議長（渡辺健寿） はい。

3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） その減免申請の件ですが、自治会館とかそういう公民館、一般的に言う市の公民館じゃなくて自治会館みたいなところでそういった申請が何かちょっとあったと思うんですけど、そういった対応はどうなんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 公民館につきましても、公民館の館長さん等がいらっしゃいますので、基本的に定期的に管理をしていただくということで、原則は通常の一般家庭と同じ扱いをしております。

○議長（渡辺健寿） 日程第35 議案第1号から、日程第43 議案第9号までの平成30年度那須烏山市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、熊田診療所特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算、簡易水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の9議案については、いずれも平成30年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第35 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程第36 議案第2号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程第37 議案第3号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程第38 議案第4号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ◎日程第39 議案第5号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程第40 議案第6号 平成30年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
 - ◎日程第41 議案第7号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
 - ◎日程第42 議案第8号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について
 - ◎日程第43 議案第9号 平成30年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第1号から議案第9号までの平成30年度当初予算については、一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市の財政状況は、高率で推移している経常収支比率や、恒常的な自主財源比率の低さから、財政の硬直化に直面しているところであります。

国においては、平成30年度予算編成の基本方針に基づき、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度として、聖域なき徹底した見直しを推進をするとともに、地方においても、国と同調した見直しを求めています。

さて、本市の平成30年度一般会計予算であります。歳入では、普通交付税の合併算定がえの縮減開始3年目となり、財源の確保がますます困難な状況にあります。

歳出では、少子高齢化の影響による扶助費の増加や、老朽化が著しい公共施設の長寿命化や、再編、統廃合などの財政負担が増していく中で、一層厳しい財政運営が確実視されています。

このような中で、平成30年度は第2次総合計画スタートの節目の年とし、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を進めてまいります。

また、市民と向き合う全員参加のまちづくりの推進、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間連携の強化を3つの大きな柱として、本市が目指すべき将来像に向けて課題解決のための事業展開を図ってまいります。

特に、ユネスコ無形文化遺産に登録を果たした烏山の山あげ行事や、烏山城築城600年、JR烏山線といった地域資源を最大限に活用し、加えて子育て支援のさらなる充実など、各種施策を予算に反映し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な成果を市民の皆様が肌で感じられる、実感・体感できるよう、引き続き推進してまいります。

一方で、中長期財政計画、公共施設等総合管理計画といった主要な計画に基づきながら、選択と集中の基本的考え方のもと、公共施設等のマネジメントに着手し、喫緊の課題であります公共施設の再編を本格化させてまいります。

以上のことから、平成30年度当初予算を総括させていただくならば、覚悟を持った行財政改革への着手と、地方創生総合戦略の政策効果の追求を両輪として、新たなまちづくりの土台を築き上げるための予算案であると考えております。

平成30年度一般会計の歳入歳出予算総額は、昨年度比で2億7,500万円の増額、率にして2.5%増の113億2,000万円といたしました。

では、主な内容の御説明を申し上げます。まず、歳入であります。市税は、前年度比7,104万4,000円、2.3%増とし、総額で31億2,691万4,000円としました。

主要な税目では、市民税は法人市民税について9号法人の増加などから、2,300万円、固定資産税は償却資産の伸びから4,100万円の増額を見込みました。

地方交付税は、合併算定がえの縮減が3年目となり、さらなる減額が想定されるため、平成29年度実績を勘案し、前年度から1億円減額の43億円としました。このうち普通交付税は

38億円、特別交付税は5億円といたしました。

国庫支出金は、私立保育園の園舎改築に伴う保育所等整備費交付金や子どものための教育・保育給付金負担金の増額などにより、前年度比2億3,940万1,000円、23.4%増の12億6,221万8,000円としました。

繰入金は、財源不足を財政調整基金等から繰り入れるものでありますが、前年度比5,576万3,000円、23.2%増の2億9,639万円としました。

市債は、引き続き発行の抑制に努め、前年度比110万円、0.2%増の4億8,900万円としました。そのうち合併特例債につきましては、前年度比1,070万円、18.5%減の4,720万円としました。

臨時財政対策債は、平成29年度実績と、国の地方財政計画を勘案し、前年度比同額の4億円としました。

次に、歳出であります。議会費は、議場用音響設備改修工事の増額により、前年度比1,332万9,000円、9.2%増の1億5,787万9,000円としました。

総務費は、公共施設等マネジメント推進事業費や、地域おこし協力隊事業費、選挙費の増額などにより、前年度比6,197万4,000円、5.0%増の13億541万5,000円としました。

民生費は、保育所等施設整備支援事業費や、私立保育施設運営委託事業費、介護保険特別会計繰出金の増額などにより、前年度比2億9,634万3,000円、8.5%増の37億8,920万1,000円としました。

衛生費は、じんかい収集処理費における広域行政事務組合負担金や、簡易水道事業特別会計繰出金の減額により、前年度比3,010万2,000円、2.2%減の13億4,030万9,000円としました。

農林水産業費は、畜産振興費などの増額はあるものの、芳賀台地土地改良推進事業費の減額により、前年度比1,229万6,000円、3.4%減の3億5,446万1,000円としました。

商工費は、企業誘致事業費や観光振興費、ユネスコ無形文化遺産活用推進事業費などの増により、前年度比5,944万6,000円、12.4%増の5億4,035万7,000円としました。

土木費は、下水道事業特別会計繰出金の増額はあるものの、道路保全費や道路整備費、橋梁等維持管理費の減額などにより、前年度比35万4,000円、0.1%増の6億2,657万1,000円としました。

消防費は、栃木県防災行政ネットワーク再整備工事負担金や、操法大会費の増額により前年

度比1,387万4,000円、2.4%増の6億31万6,000円としました。

教育費は、武道館施設整備費や、南那須中学校施設整備費、各小中学校スクールバス運行費の減額などにより、前年度比8,450万円、6.6%減の11億9,661万7,000円としました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比では、民生費33.5%、公債費12.3%、衛生費11.8%、総務費11.5%の順となりました。

また、性質別構成費では、補助費等が22.7%を占め、以下、人件費16.6%、物件費16.2%、扶助費14.5%となりました。

議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険は、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、これまで新制度の円滑な実施・運営に向けて準備を進めてまいりましたが、いよいよ平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に移行されることとなります。今後は、県が策定した栃木県国民健康保険運営方針に沿って、本市の国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

では、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。新国保制度導入に伴い、事業勘定の予算規模は大きく縮小されることになり、平成30年度の歳入歳出予算総額は前年度比18.8%減の33億8,117万8,000円となります。

歳出の主なものとして、新たに市が県に納めることとなった国民健康保険事業費納付金が8億4,708万6,000円となり、歳出の71.9%を占める保険給付費24億3,045万9,000円は、出産費と葬祭費を除いた額が県から交付されることとなります。これまで支出していた後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金等は、国民健康保険事業費納付金にかわるため、削減いたしました。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金となり、これまで市に交付されていた国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等は直接、県に交付されることとなります。

国民健康保険税につきましては、平成30年度に県に納める納付金が本年1月初旬に確定したことを受け、県が示した標準税率を踏まえ、本市の税率を見直すことを前提に当初予算を編成したため、前年度比1億6,361万6,000円の減、マイナス19.8%となっています。

また、県支出金は、先ほど申し上げたとおり保険給付費の全額を県が市に交付するため、前年度比22億6,665万7,000円増となっています。

なお、財源不足につきましては、前年度繰越金を1,800万円見込んでおりますが、財政調整基金からの繰り入れは計上しておりません。

次に、診療施設勘定でございます。平成30年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、診療収入の減少から、前年度と比較して10.4%の減、金額にして761万5,000円の減、6,590万8,000円となっています。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の70.3%を占める4,630万6,000円で、次いで医業費が1,753万8,000円となっています。なお、歳入の主な財源は診療収入であります。

議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比18.3%増の6,123万円であります。この伸びは、現在使用しているフィルム式レントゲン機器が、フィルム製造終了により使用できなくなるため、デジタルレントゲンに買いかえるためです。購入金額の半分は、へき地診療所設備整備費補助金が交付される予定です。

歳出の主な内容は、総務費が55.7%を占め、続いて医業費43.4%となっています。主な財源は、診療収入及びへき地診療所補助金であり、不足財源につきましては運営基金からの繰り入れと一般会計繰入金をもって措置しましたが、一般会計繰入金は減少しております。

議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算総額は、前年度比約10.1%増の3億4,871万4,000円であります。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が90%を占め、次いで健康診査事業が8.3%となっています。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料は、63.4%を占める2億2,108万8,000円で、前年度比15.3%の増となっています。これは、後期高齢者医療制度の開始以来、特例措置として保険料が軽減されていた被保険者に対し、平成29年度から段階的に軽減措置が廃止されたことにより、本来、納めるべき保険料を課税することになったためです。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担をする保険基盤安定繰入金を9,271万2,000円、事務費繰入金を1,152万5,000円計上しています。

なお、後期高齢者医療の保険料率は、平成30年度が改正時期となっておりますが、保険料率は据え置き、限度額の引き上げのみとなっております。被保険者数は、前年度比1%増の4,909人を見込んでいます。

議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は前年度比1億2,730万円、5%

増の26億7,750万円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料を初め、国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担分が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

平成30年度は那須烏山市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の初年度になり、引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアの考え方を核とした地域で安心して暮らせる体制づくりを基本とし、介護予防日常生活支援総合事業や、地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が助け合い支え合う、思いやりのあるまちづくりを推進してまいります。

また、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、地域包括支援センターを新たに増設し、きめ細やかに相談業務に応じるとともに、認知症やその家族にかかわる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を進めてまいります。

さらに、地域で支え合う支援体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置、南那須医師会との連携による在宅医療介護連携推進事業を実施するとともに、高齢化社会に対応するため、関係機関で構成する協議体により、地域の実情に応じた多様な生活支援介護予防サービスの提供体制を構築してまいります。

議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比290万円、5.1%増の6,000万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置いたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、平成29年3月末の水洗化率は88.5%となっております。

議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1,780万円、4.3%減の3億9,270万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、管渠築造工事費、南那須水処理センター耐震補強工事費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

下水道事業は、平成25年3月に全体計画の見直しを行いました烏山中央処理区における平成29年3月末の整備面積は約116ヘクタールで、水洗化率は36.2%、年間汚水処理量は15万7,915立方メートルであります。

また、南那須処理区は、平成25年3月末までに全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備が完了しており、水洗化率は89.5%で、年間汚水処理量は17万6,416立方メートルであります。

引き続き水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいる所存であります。

議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業は、安全安心な水道の供給により、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、円滑な事業運営と水道施設の維持管理に万全を期してまいる所存でございます。

本会計の予算総額は8,525万5,000円であります。

支出の主なものは、簡易水道事業に係る人件費、施設、設備の維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息となります。

これらの財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置したものでございます。

議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業につきまして、市民生活を支える重要な公共インフラであることから、引き続き健全な運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、その事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など、なお一層の企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上を図るとともに、自然災害に対する備えも十分配慮しながら、今後も公衆衛生の維持と安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

平成30年度当初予算の業務の概要は、給水戸数8,656戸、年間給水量225万5,124立方メートル、1日平均給水量6,178立方メートル、主な建設改良事業費は9,471万1,000円で、田野倉及び野上地内配水管布設がえ工事を実施いたします。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計補助金等で5億5,409万9,000円です。水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費、支払利息等で4億7,209万4,000円です。

投資的経費である資本的収入の主なものは、他会計出資金等で3,893万9,000円です。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、3億4,022万8,000円です。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月

6日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、平成30年度当初予算の質疑については、3月6日に行うことといたします。

ここで申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

◎日程第44 議案第40号 那須烏山市第2次総合計画・基本構想について

○議長（渡辺健寿） 日程第44 議案第40号 那須烏山市第2次総合計画・基本構想についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第40号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市第2次総合計画・基本構想につきましては、那須烏山市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本構想は、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的指針として策定するものであり、市民とともに目指すべき市の将来像への中期的展望を示す本市の最上位計画として位置づけるものであります。

平成20年3月に10年間を計画期間とする那須烏山市総合計画・基本構想を策定し、「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念とし、まちづくりを進めてまいりました。

その間、本市を取り巻く社会経済情勢は、想定を上回る人口減少や少子高齢化の到来などにより大きく変化しており、さまざまな課題に的確に対応するため、公募市民と関係団体で構成される総合政策審議会を中心に議論を重ね、これまでの取り組みを総括するとともに、本市のさらなる飛躍を目指し、平成30年度から5年間を計画期間とする第2次総合計画・基本構想を策定しました。

この計画による5年後の目指すべき本市の将来像の実現に向けて、官民協働により本市の地域の特性や資源を最大限に生かしたまちづくりを進めてまいり所存であります。

詳細につきましては、総合政策課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） それでは、私より第2次総合計画・基本構想の主要な点につきまして、御説明を申し上げます。

まず、2ページをお開きください。こちらは第2次総合計画の基本構成となっております。計画の基本理念がありまして、本市の現在の状況や市民意向調査、現在の総合計画・後期基本計画による成果指標の状況、及び今後の課題を踏まえ、8つの視点から本市の課題を整理してございます。この課題の解決に向けて、本市の将来像としての基本構想を作成してございます。

4ページをごらんください。

まず、計画の基本理念であります、現総合計画・基本構想のまちづくりの基本理念を継承いたしまして、「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」としております。

計画期間につきましては、現総合計画・基本構想は10年間としておりましたが、社会経済情勢の急激な変化、少子高齢化による人口減少や、国の新たな制度等に対応するため、5年間としてございます。

6ページをごらんください。こちらは、第2次総合計画と各分野による個別計画の関係となっております。一部、今後策定予定を含めまして、36の個別計画がございまして。

続いて、7ページからは、本市の概要としまして、地勢、気候や交通、人口の推移、産業の状況など、17ページまで記載してございます。

続いて、18ページから23ページは、市民意向調査の調査結果として、本市のまちづくりについての評価とこれから求められるものをまとめてございます。

続いて、24ページから29ページは、現総合計画・後期基本計画の成果指標の状況及び今後の課題をまとめたものでございます。

それでは、30ページをごらんください。こちらは目指すべき将来像を具現化するための8つの視点による課題となっております。特に、少子高齢化・人口減少の進行は、市民生活に与える影響や財政状況の悪化に伴う公共サービスの低下が懸念され、31ページ以降の課題につながってまいります。

特に32ページの8、老朽化の進む公共施設としまして、高度成長期に整備いたしました公共施設等が耐震性や設備の老朽化などさまざまな課題を抱えており、公共施設の適正配置と道路・橋梁・上下水道施設を初めとする数多くの社会インフラの維持管理が課題となっております。

続いて、34ページをごらんください。こちらからは、課題等を踏まえた本市の将来像を設定してございます。5年後の目指すべき本市の将来像につきましては、「地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまち那須烏山市」であります。

本市の地域資源を活用し、魅力を高め、地域の活性化を図りながら、将来を担う子供たちの健全育成と、市民誰もが郷土への愛着を持ち住みたいまち、住み続けたいまちを目指すものでございます。

続いて、35、36ページは、将来像実現のため、健康福祉、教育文化、経済産業など分野ごとに5つの基本目標を掲げております。

続いて、37ページですが、こちらは将来の人口フレームであります。将来人口につきましては、現在の現状分析によりまして、人口の長期的な将来展望を示し、効果的な政策・施策に取り組むため、本市の総合戦略による人口ビジョンを将来の人口規模として設定しており、2040年に2万人、2060年に1万6,000人程度を維持するとしてございます。

39ページは、都市構成及び土地利用の基本的な考え方になります。

40ページ及び41ページの将来都市構造は、現総合計画・基本構想を尊重し、ゾーン、エリア、軸を定め、人口減少及び超高齢化社会を踏まえた地域の特性や人口規模に見合った都市基盤の整備、公共ネットワークの形成等により利便性の高いまちづくりを進めることとしております。

42ページから44ページでございます。こちらは、本市の将来像の実現に向けて、まちづくりを進めるために重要な中長期財政計画による財政の見通しと、公共施設等総合管理計画による将来更新費用の推計及び公共施設の適正管理に向けた重要な視点等を示してございます。

45ページでございます。本市の将来像実現に向けた5つの基本目標を実現するための政策・施策の基本方向でございます。まちづくりの課題解決に向けた事業を展開するため、市民と向き合う全員参加のまちづくりの推進、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間の連携の強化の3つの大きな柱を設定してございます。

続いて、47ページから53ページは、5つの基本目標を実現するため、政策の基本方向でございまして、20の政策と、それに基づく62の政策の柱を設定してございます。なお、この政策の基本方向により、現在、基本計画を策定中でございます。

54ページから58ページにつきましては、総合戦略との関係であります。本市の将来像の実現に向けて、地方創生に取り組み、人口減少問題による課題を克服するため、総合戦略を第2次総合計画に反映するものでございます。

最後になりますが、基本構想の策定に当たりましては、平成28年10月から9回にわたりまして、公募市民や学識経験者、各分野の関係団体で構成されます総合政策審議会により審議をいただき、意見の反映を図ってまいりました。

また、パブリックコメントの実施や市民意向調査に加え、若い世代や高校生のこれからの生活に関する意識調査を踏まえた総合戦略を反映し、策定を進めてまいったところでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） ただいまこの第2次総合計画・基本構想について、市長を初め課長から説明を伺いましたので、質問をしていきたいと思ひます。

まず最初に、これは外観的なことで申しわけないんですが、ちょっとページによっては書体のフォントですか、それが小さくて見づらい。私もうちでちょっと一通り目を通して来たんですが、私がもう年だからか何かわかりませんが、虫眼鏡で見ないと見えない。そういうところは、具体的にちょっと申し上げると、42ページの財政フレームの中長期財政計画のグラフがございます。棒グラフが。これ、一番下のブルー、薄いブルー、これは自主財源の金額とかだと思ひんですが、そのほかの色もそうですけど、ちょっと見て見えない。皆さん、見えますか、これ。ぱっと見えますか。見づらいでしょう。

それから、60ページかな、60ページから続くこの資料編のグラフ、この字と、点もそうですけど、これも小さい。思ひませんか。まだこれは余白ありますよね。この中に。そうしたらあと2ポイントぐらい上げて書いても私はこの紙面におさまるんじゃないかと思ひますよね。

そういうのがものすごく見づらいと思ひます。だからこういうものを、皆さん、各課長さんにも私はお願したいんですが、これからこれに関連する個別計画というのを40以上つくっていきますよね。そのときに、やはり計画をつくるのであれば、次の人、また相手、商売でいえばお客さん、そういう相手にどのようにすれば見やすいのか、見にくいのか、そういうことも考えて編集をして、印刷屋さんにも、あと色使いですね。ちょっとどぎつい。もっとわかりやすい、できるだけスペースがあれば大きいフォントでわかりやすく書くということがまず基本的に必要なんじゃないかなというふうに思ひますので、私の意見が間違っていないとすれば、ちょっと参考にしていただければなということがまず1点目であります。

それから2点目が、この総合計画・基本構想は、ここのページの3ページの2番、第2次総合計画策定のポイント、ここには基本構想については地方自治法の一部を改正する法律、平成23年度にこれは総務省のほうから策定義務がなくなっているわけであります。それで、これはこの前に合併してから10カ年の計画が終わって、第2次の総合計画なんですけど、私からすると、どうもこのつくり方が同じ。それでこれが計画なのかなと。まさに行政的な手法で皆さんやっぺいらっしゃるのはわかるんですが、国でつくる義務はないのであれば、やはり本市独自の、今まで10年間これと同じようなことをやっぺわけですよね。それでいて、どんどん人

口も減っているじゃないですか。産業も衰退しているし、財政的にも厳しくなっている。そういうことを踏まえて、義務はないんだから、本市独自の手法でもっと書くことが、これは市長は最近なられたばかりです。その前からこの計画は策定していますので、ぜひ川俣市長が新しくなられたわけですから、この辺のところももうちょっと本市らしい、独自性を持ったわかりやすい計画にしないと、私はいかがなものかなというふうに思います。

それから3番目は、人口フレームについてなんですが、これはやはり冒頭のほうに書いてあります。2ページに、「地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまち那須烏山市」のところに、将来の人口フレーム、これは当然このように目標的には2万人にしたいんだと。2040年には2万人にしたいんだということですが、これは恐らく住民基本台帳に沿った人口目標ですよ。

ただ、今までのこの12年間の人口減少は、約5,000人ですよ。国勢調査のあれに基づくよね。それとあと12年たてば、我々団塊の世代がまた80代を超えるわけですから、私はもっとふえるというふうに推測したほうがいい。いいですよ、2万人のこの目標はいいんですが、そういうこともよく頭に入れて、これからやっていかなくちゃならないんじゃないのかなというふうに思います。

それで2060年には恐らくあれでしょう、現実的には1万3,000人とか2,000人とかというふうになっていくんじゃないかなと。現実的にはですよ。これは目標ですから、ぜひこういうふうにしてもらいたいんですけどね。そういうところを、全ての部分においてそうだけれども、そんなことをちょっと視野に入れておいてもらいたいなど。

それから4番目は、将来都市の41ページです。将来都市構造イメージ図、これは10年前に描いたものどどこが違うんでしょうか。これはにぎわいゾーン、それからこれも小さくて私はここで読めない、活力ある交流の何とかゾーン、それからにぎわいと文化のゾーンとかいろいろ書いてありますが、これは10年前の総合計画とどどこが違っているのか。10年前からどういうふうに編さんしているのか。同じじゃないですか。これから商店、なくなっていきます。間違いなく。もちろん新しく新規開店のそういうのも政策はどんどんとっていかなくちゃならないんですけども、どんどんなくなっていくというふうに想定しなければならない。うちのほうの場合、南那須地区なんかは大型店1店しかありません。食料品なんかを買うところは。また大型店も、人口が減ることによって採算がとれなければ撤退していく可能性もあります。これは会社の仕組みにおいても同じだと思います。そういうこともよく視野に入れてやっていただきたいなというふうに思っております。

このエリア図も、これは10年後に本当になるのかどうか。それで、これがどこにどんなものができて、どんなふうに繁栄して、また交流のゾーンがどんなふうに交流するのか、そうい

う具体的なものが今後の基本計画、それから実施計画に具体的にこれ、市長、反映させないと、ただ漠然と書いているだけじゃ、10年たっても20年たっても同じですからね。それはちょっと頭に入れておいていただきたいなど。

それから、成果指標ということが65ページからあります。成果指標状況及び主な取り組み内容。それで、いろいろと進捗率とかそういうのが成果指数で示されているんですが、これは成果ですか。もちろん行政の働きかけによって、効率の上がった部分もあるかもしれないんですけど、私は成果指標というよりも、経過じゃないのかなと思っているんです。

例えば何かの会議を開きました。その当時は年3回開きました。また、直近においても3回開いています。これはもう100%、成果が上がっていますというような捉え方になっちゃう。民間はこういう計画とか捉え方はしません。必ず成果ならば成果で、何年度は100万円の売り上げしかなかったけども、今年は300万円の売り上げがあった。だから300%売り上げが上がったとかという、それが本当の成果なんです。これは経過じゃないんですか。

その辺のところも十分わきまえて、これからの基本計画、それから実施計画なんかも、あしたはまた基本計画についての説明があるようでございますけれども、そういう本当に差し迫った人口減少問題についても財政問題についても、いわゆるまちづくりについても、本当に危機感を捉えて、具体的な本市らしい、そういう基本構想、それから基本計画、実施計画をつくっていただきたいなというふうに思います。

答弁、課長で結構です。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） それでは、5点ほど質問があったところでございます。

まず1点目の、体裁といいますか、ちょっと文字が小さいところがあったり、配色、色使い等、これは前回、久保居議員から全協のときにも御指摘を受けて、若干直したところではあるんですが、まだまだ今、指摘がありましたように、見づらいところがございますので、製本するときにはさらに修正をして、わかりやすくしたいと思っております。

2点目の、今回の2次の総合計画でございますが、前回と同じようなものになっているのではないかという御指摘でございます。

どうしても行政の基本構想といいますと、あらゆる分野を取り込むということでございますので、どうしても総花的になってしまうのは避けられないかなというところではあるんですが、今回、特にその中でも、10年たちまして、その間、市民意向調査も三度ほど実施してございまして、そういった意向調査の結果を踏まえたものとか、それから最後の質問にございましたように、成果指標といいますか、現在の計画の進捗率等を勘案しまして、その課題を抽出して、目指すべきところを今回、定めたということで、結果として同じような形になっておりますが、

その政策策定過程においては十分そういった検証をしてきたところでございます。

3点目の、人口フレームにつきましては、これも前回、御指摘を受けましたが、確かにこれは総合戦略の人口フレームをそのまま踏襲するといいますか、使うということになってございますので、こちらを採用したわけでございますが、実際もう既に28年3月に総合戦略を策定したときよりも実際は減少しているという事実もございますので、そういうところは十分に捉えて、今後の基本計画、実施計画のほうに十分、反映といいますか、していきたいなと思ってございます。

4点目の41ページ、都市構造ですね。こちらにつきましても、前回の基本構想の都市構造をそのまま踏襲したものでございます。こちらにつきましても、総合戦略が31年度までですか、あと2年継続しているということもございまして、人口フレームも同じように扱うということでありましたので、現在の都市構造をそのまま尊重したということでございます。

65ページ以降の成果指標につきましては、経過指標という御指摘もありましたが、こちらは現在の後期計画の目標の進捗率ということでございますので、経過指標と同じような形で現在のところはこのような状況になっているということでもありますので、まちづくりにつきましては終わりというものはございまして、あくまでもその途中経過といいますか、10年を区切りとしたその指標をまとめたものでございます。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） 大体了解いたしました。

最後に、川俣市長はかなり挨拶にしても、それから答弁にしても、わかりやすい言葉で発言をされるなというふうに私、感じております。今、5点質問をしたんですけれども、やっぱり市長自身もこれを見て、ただ漠然とした行政的な計画じゃないかなというふうにお考えじゃないかなというふうに思うんですが、ぜひ市長におかれては、これはこれとしてあっていいんですけれども、これをもとにして具体的にわかりやすく、我々はもちろんでありますけれども、市民に対してもやはりわかりやすいような、そういう計画とか、そういう前期・後期の計画とか実施計画をつくっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに難しい言葉が多いのは実感として私も思いますが、お役所仕事なのかなというのは事実、思ってしまうので、その辺を私自身で変えていくとなると、随分、全然違うものになっちゃうので、それがそれでいいのかがちょっと私もまだはかり知れないので、申しわけないんですが、ちょっと研究をさせてください。済みません。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） 今、市長が言われるのが本心じゃないかなと思います。またこれ

は皆さん、一生懸命つくっているわけですから、これがまさに行政的手法ですけれども、一つ一つやはり我々が頭に浮かべられるように、計画というのはね。計画というのは浮かばないとだめですから。それで我々が浮かばなければ、恐らく市民の方々にも浮かばない。浮かばないと、市長も市民の皆さんとの協働による、みんなでまちづくりをしたいんだという、みんながそのイメージが湧かなければ、方向性が見えなければ、やっぱり一緒になっていただけないと思いますので、できる限りそういう工夫をしていただきたいと思います。答弁は結構でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

18番平塚議員。

○18番（平塚英教） 総合計画、5年基本構想ということでございます。これは私も共産党なんですけど、市民アンケートというのを独自にやりました。各戸に配れる範囲なんですけど、5,500戸ぐらいに配布をして、回収を、それは郵便で送ってもらうと。こちらで払うということで、サンプルは250ぐらい回答していただいたんですけども、それでいろいろな項目がありますけども、今後、市に何を望みますかと、どういうことをやってほしいですかと、こういう問いがあるんですね。きょう新聞折り込みしたから裏面を見てもらうとわかるんですけど、それで、4号線沿いの自治体でも同じようなアンケートをとっているんですよ。

その中で、普通は国保税下げるとか、公共料金下げしてほしいというのが1番なんですけども、何と那須烏山市は、若者定住が1番なんです。それで、大体アンケートを書いて、答えてくれるという人は、うちにいるお年寄りが多いんですよ。だからお年寄りの目から見ても、若者がいなくなったらこの町はおしまいだと、こういう答えを出してきたのかなというふうに私は受けとめております。

現にこの間の公立保育等運営検討委員会の資料を見させていただきましたけども、0歳児、推計見ますと、平成35年から年間100人を割るということで、それからどんどん人数が減っていくという推計に、1年間に100人を割ってしまうと、こういう状況が出ております。

したがって、若者がやっぱり住みやすいまちをつくらなくちゃならないかなということで、そういうスローガンを上げようとしたんだけど、それは具体的に何だよというふうになりますよね。それは大企業が来てもらって、若い人がそこで働けるようになるのが一番いいんだけど、そんな夢物語は今のところなかなか考えにくいと。そうしますと、やはり既存の産業、これにやっぱり振興して、そこに若い人に働いてもらって、このまちに住んでもらうと。それ以外に、結婚をして子供をつくって、このまちを発展させるという方向にはならないと思うんだよね。

そういう意味では、やはり中小企業振興基本条例、あれの中で具体化を図って、そして地元の産業を振興し、そこに若い人に働いてもらえる、こういう環境をつくらなくちゃならないか

なというふうに思っておりましたらば、この市の第2次総合計画を見ますと、それが出ているんですね。中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しますと。そして、既存企業の事業拡大と新規立地等の企業誘致を支援し、地域経済の活性化に取り組みますと。まさに私の考えとこれは一致しちゃったんだよね。

だからそういう意味で、ただこれを具体化するのはどうしたらいいのかと、ここが一番難しいところなので、そういう意味では今、久保居議員の言ったとおり、これを絵に描いた餅にしないで、本当に魂を込めて、しかも確実にそれを実施して成果を上げていくと、そういうことをやはり進めなければならないのかなというふうに思っておりますので、絵に描いた餅にしないで、本当にこれを実現するための羅針盤だということで、お互いに頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 要望でよろしいですか。

○18番（平塚英教） はい。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

5番望月議員。

○5番（望月千登勢） 私もこの計画が若者に焦点を当てているというのが、今まで4年間、5年間ずっと見ていく中で、いろいろな調査やいろいろな話し合う場をつくったことによって、いい形にでき上ってきているなというふうに感じます。

私が思うんですけど、30ページのまちづくりの課題の3ページなんですけど、私、方向性というものが一番大事だと思うんですね。このまちはどっちを向いているか。それがこの課題というところからスタートだと思うので、この3ページを、できたら5ページに拡大して、もう少し字を大きく、そしてさらには将来の方向性というのをもっとわかりやすい大きさにしていただいて、5ページ分にすると、職員の方だけでなく、これからまちづくりに取り組もうとしている若者たちにもインパクトを与えるのではないかというふうに思いながら見させていただきました。

本当にまちの目指す姿というのも、私の目指しているものと大変近く、少しうれしい思いで見させていただきましたので、要望として、その課題をしっかりと大きくするというところだけ改善していただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 答弁ありますか。

両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） やはり編集のところを、そういった御意見を勘案しながらさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

○5番（望月千登勢） はい。

○議長（渡辺健寿） 2番小堀議員。

○2番（小堀道和） 前に比べたら、わかりやすくなってきているんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりでも一般的な目で見ると、まだまだわからないということと、あとは本当に広く浅くと言うと失礼なんですけども、そういうイメージは拭えないんですね。

イメージ的には、まちの状況はこうだよというのは当然必要です。その後に、それをこんな、ここに書いてある「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」ということをばーんと上げたときに、最重点項目というのが次に当然、出てきて、それを実現するために、こんな方策で、結果系への数値目標とか要因系の数値目標なんかがあって、その後、重点項目ということで、明らかに差別化するというイメージに並べるとわかりやすいのかなと思うんですが、これをそのとおりやれとは言っていないんですが、そういうのが一般的かなというふうに思います。

それで、財政を考えると、課題がいろいろあるんですけども、32ページに、老朽化が進む公共施設、これは統廃合等をして経費を下げっていくという、これ一つ一つ、すごい市民に迷惑をかけることなので、すごいこれは意思統一というか、大変です。

例えば象徴的なことは、図書館だと思うんですね。南那須図書館があって、烏山のほうは窓口だけにして、自習室は烏山高校なんかを使いながらやってみたらどうかとか、こういうことをちょっと言っただけで、市民の人たちは、烏山に図書館がなくなっちゃうのか、ふざけるんじゃないという、こういう話になるので、こういうもの一つ一つを全部乗り越えていかなきゃいけないということがあるので、このためには、やっぱり市民みずからというか、市民を本当に味方につけなきゃいけない。それがみんなの知恵と協働でということなんだと思うんですけども、これについても、言葉だけで「みんなでまちづくり」と言っただけで、実際、一人ひとり市民は動きません。そうですね。今までやっただけで動かないんです。

僕は、市民みずから自分たちでできることは市民全員でやろうよ、みんなでやろうよという、こういう風土を醸成して、そういう人がいるまち、このまちにはたくさんいると思うので、そういう人を育てる、そういう人を応援する、それに間違ってもそれに水をかけるような人がいたら困るんですけども、そういうことを具体的に進めるとか、そんな具体的に、一人ひとりが動けるような方策をぜひ考えてほしいと思うんですね。そうでないと、言葉だけが進んでしまいますので、お願いします。

それと、30ページにある人口流出に歯どめ、この若年層とか、あと子供がたくさん生まれるとか、人が入ってくる、これは具体的に幾らお金をかけても結構難しいので、実際の現実を受けとめて、だったらこんなふうになっても大丈夫だと、安全で安心できるまちだという

ことを、やっぱりそろそろ真剣に考えておかないとまずいのかなと。

具体的に言うと、消防なんかも、自分のところでは持ち切れないので広域でやるとか、そういう動きがあるのと同じように、そんなことをやっぱり長期的には考えるべきじゃないのかなと思います。

それと、いろいろあるんですけども、あとは農業問題にしても大変だと思うんですけど、きょうもらった耕作放棄地が、これなんかも本当に具体的に株式会社からとかそういうことも、風穴をあけるとか、そういうことも入っていきやいけないのかなということもあるんですけども、とにかくこのまちの将来ビジョンを打ち立てて、最重点項目というのはこれだよというのがわかるようになっていて、そのためにどんな方策でやるかというのがあって、その後、一般的なことは当然、述べておかなきゃいけないので、そんなイメージでぜひお願いしたいということと、市民全員を味方につけて動くようにするためには、一人ひとり市民ができることは自分たちで立ち上げてみようという、こういう風土を醸成するという、それがキーじゃないかなと思うので、ぜひ念頭に置いて考えてほしいと思います。

コメントがあったらお願いします。市長のほうから。

○議長（渡辺健寿） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。市民がそれだけやってくれるようになったら、どんなに楽かわからないぐらいだと思います。

ただ、それをやってもらえるように盛り上げていかないとだめだなというのは私自身も思っています。やはり待っているだけでは何もできないのかなと思っているので、一生懸命進んでいきたいと思いますので、御協力のほど、皆さんよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 総合政策課長、これ、基本構想の説明だけでも、あすこれの具体化したのをまた説明するんでしょう。それを一言言って。

○総合政策課長（両方 裕） あすの全員協議会におきましては、もう一回、申しわけございません、2ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらは第2次総合計画の基本構成ということで、これ全部、入ってございます。

今、御審議いただいているのが、中にあります第1部の本市の将来像、基本構想の部分でございます。あす、こちらの基本構想に基づきました具体的計画ということで、基本計画につきまして、議会終了後、御説明をさせていただく予定になってございますので、よろしく願いいたします。

基本計画がございまして、その下に各年度実施計画、3年間の実施計画を毎年ローリングで見直しをかけてやっていくというのが、この第2次総合計画の基本構成となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第44 議案第40号 那須烏山市第2次総合計画・基本構想について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

〔午後 5時38分散会〕